Japan Compensation Consultant Association Chugoku Branch

# 中国支部報

No. 44
2025



秋芳洞

一般社団法人
日本補償コンサルタント協会 中国支部

# 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

# 倫　理　綱　領

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

**1．資質の向上と品位の保持**

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

**2．公正の維持**

会員は、補償コンサルタントの公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

**3．守 秘 義 務**

会員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

**4．不当競争の禁止**

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

**5．相 互 協 力**

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

**6．法律等の遵守、名誉保持の義務**

会員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。

（第４回通常総会決議）

# Mine秋吉台ジオパーク

## （山口県美祢市）

皆さんは「ジオパーク」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。ジオパークとは、「ジオ（地球・大地）」と「パーク（公園）」を掛け合わせた言葉で、地球科学的意義のあるサイトや景観が、保護・教育・持続可能な開発のすべてを含んだ総合的な考え方によって管理された、１つにまとまったエリアです。全国48地域（中国地方では４か所）、美祢市は2015年９月、山口県内で初めての「日本ジオパーク」に認定されています。



Mine秋吉台ジオパークの目玉は、国内最大級のカルスト台地「秋吉台」です。
秋吉台では写真のような特徴的な風景が広がります。



地表には多数の窪地（ドリーネやウバーレ）が、地下には450を超える洞窟が高密度に存在します。これらは、数百万年前から現在に至るまで、石灰岩が雨水や地下水に溶けることでできています。そのため、石灰岩の内部には網目状の地下水系が発達しています。また、地下水系は、そこに生息する洞窟性動物を含め、ラムサール条約湿地にも登録されています。

Mine秋吉台ジオパークでは、他にもカルスト台地ならではの大変珍しい場所があります。

## 万倉の大岩郷

ここでは最大７mにも及ぶ巨大な岩石が一面に広がっています。一見すると、岩石が斜面を流れ下ってきたようですが、実は割れ目に沿って岩石が風化・侵食されてできたと言われています。岩石と岩石の間に耳を澄ましてみると、場所によっては水の流れる音が聞こえます。非常に特徴的な風景を作っていることから地域で語り継がれる昔話の舞台でもあります。





## 江原ウバーレ

カルスト台地では、石灰岩が雨水などに溶かされてできた窪地が複数つながった、谷状の地形ウバーレがあります。江原地区は、ウバーレの底から斜面にかけて家屋が密集しており、他の集落とは隔離されています。カルスト地形のため地表に川は見られず、降った雨はウバーレ内の複数の「吸い込み穴」と呼ばれる縦穴に流れていきます。ここでは、カルスト地形ならではの自然現象や生活様式が多く見られます。

## 別府弁天池

湧水地の一つである別府弁天池は、厳島神社の境内にある周囲約40m、１中心部の深さが約４mの池です。池の北西にある山から流れる地下水が、断層沿いに湧き出ていると言われています。この水は古くから生活用水や農業用水などに使われ、現在ではマスの養殖にも使われています。また、環境省選定の名水百選に選ばれており、池の近くには水汲み場が設置されています。



Mine秋吉台ジオパークエリア内には中国自動車道のICが２か所あり、新山口駅からエリアまでは、車で約１時間と、大変アクセスしやすい場所にあります。皆様ぜひ遊びにいらしてください。

山口県部会　藤田義之（株式会社藤田建築設計事務所）

人と地球と環境と…。




代表取締役　　岸　本　　浩

本　社　/　〒683-0005　米子市中島2丁目1番60号

TEL　（0859）22-5501　㈹

FAX　（0859）32-2905

URL ： https://koyo-ct.co.jp/

広島支社 / 〒732-0029　広島市東区福田2丁目4221

TEL　（082）883-0410　㈹

FAX　（082）883-0411

島根支社/岡山支店/山口支店/鳥取営業所/境港営業所

# 目　　次


■ 巻　頭　言　　令和７年度の始まりにあたって
中国地方整備局　用地部長　森　川　朋　胤 …… 2
令和７年度に向かって
岡山県土木部　監理課長　宗　田　勝　志 …… 4
令和７年度に向かって
広島県土木建築局　用地課長　山　田　宏　治 …… 5
令和７年度　支部長あいさつ
(一社)日本補償コンサルタント協会　中国支部長　岸　本　　浩 …… 6

■ 総 会 報 告 …… 8

■ 事 業 報 告 …… 14

■ 意見交換会 …… 23

■ 随　　想　　名を知ってなお深まる郷土への想いと､かたちづくられる「美」
株式会社大地企画　技術部　大久保　　慶 …… 58
中国支部島根県部会創立40周年記念式典を終えて
島建コンサルタント株式会社　多久和　　豊 …… 62

■ 補償業務管理士合格体験談
株式会社荒谷建設コンサルタント　福　井　竜　則 …… 64
西谷技術コンサルタント株式会社　芦　谷　隆　希 …… 65
株式会社ワールド測量設計　山　根　勇　哉 …… 67
株式会社佐和測量コンサルタント　小　野　俊　幸 …… 68

■ 会員の動向 …… 70
新会員の紹介　明伸建設コンサルタント株式会社 …… 72
株式会社大隆設計 …… 73
株式会社ワーパス …… 74
株式会社エイエム建設コンサルタント …… 75

■ 支部だより …… 76
役員の紹介　（多久和副支部長、澤幹事） …… 80



# 令和７年度の始まりにあたって

国土交通省中国地方整備局　用地部長
**森　川　朋　胤**

令和７年度の始まりにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、平素より補償に関する調査・研究、補償コンサルタント業務に従事される方々の資質の向上等に真摯に取り組んでおられることに敬意を表すとともに、公共用地の取得業務につきまして多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年４月に用地部長を拝命し、その後、貴協会会員の皆様と様々な場面でお会いし、補償コンサルタント業界の置かれている状況・課題、また我が国の社会資本整備・災害復旧における貴協会の重要な任務を改めて認識したところです。

社会資本整備におきましては、今年度は令和８年度から12年度までの５か年を計画期間とする国土強靭化実施中期計画が策定され、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進することとされております。事業規模としてもおおむね20兆円強とされ、これに基づき、今後、強力に社会資本整備を推進していくことになりますので、そのための用地補償業務の重要性はますます大きくなります。

また、災害復旧におきましても、昨年１月に発生した能登半島地震に係る災害復旧はもとより、本年３月末に南海トラフ地震の被害想定が見直され、全国で死者最大29万８千人、中国地方にも甚大な被害をもたらす巨大地震となることが想定され、この備えも必要です。用地取得ほか様々な災害復旧の過程において、補償コンサルタントの皆様の知識・技術力が必要不可欠であると考えます。

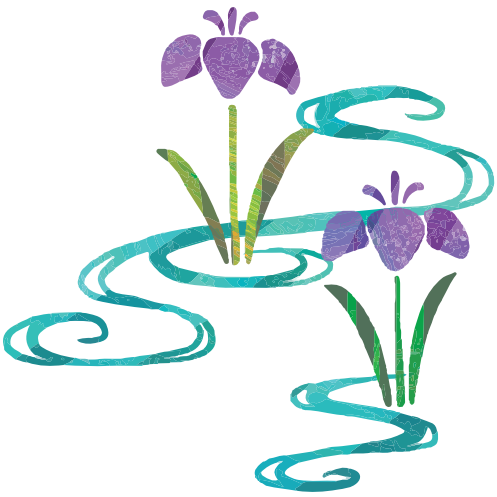
そのような社会情勢を踏まえると、貴協会におかれましては、日頃より用地補償に関する研修会等を積極的に開催されるなど、用地補償に関するスキル向上を図り、用地補償全般にわたる総合的な知識を有する優秀な人材の育成に取り組まれており、貴協会に寄せる期待は大きなものとなっております。

他方、土地政策関係におきまして、相続登記がされないことなどを原因として発生する所有者不明土地の増加は、公共事業の用地買収や災害の復旧・復興事業の実施、民間の土地取引の

妨げを招くとともに、管理の放置による環境悪化の原因となるなど、その対策や問題の解決は喫緊の課題となっており、貴協会が構成員となられている「中国地区土地政策推進連携協議会」を通じて、地方公共団体等の取組みを支援し、所有者不明土地に係る法制度を着実に運用・利活用できるようにするために、貴協会の皆様のより一層のお力添えが欠かせないと考えております。

このような施策目標の実現のために、国土交通省中国地方整備局といたしましては、今後とも補償業務の専門家である補償コンサルタントの皆様方ご支援、ご協力をいただきながら、協働して社会資本整備等を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

むすびに、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の益々のご発展を祈念いたしまして、令和７年度の始まりにあたってのご挨拶とさせていただきます。





# 令和７年度に向かって

岡山県土木部　監理課長
**宗　田　勝　志**

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、平素より岡山県の土木行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

岡山県では、この度、県政において最上位に位置づけられる総合的な計画「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」を策定しました。このプランでは、県が取り組むべき４つの重点戦略、「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」、「夢を育む教育県岡山の推進」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の下に、22の戦略プログラムを掲げており、令和７年度からの４年間、このプランを県政の羅針盤として、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現を目指してまいります。

土木部においては、平成30年７月豪雨で甚大な被害を受けた倉敷市真備町において、応急仮設住宅の解消や小田川３支川の改良復旧事業が完了し、復旧・復興の節目を迎えることができました。また、国際バルク戦略港湾として船舶の大型化に対応した港湾施設整備に取り組んでいる水島港において、水島地区と玉島地区を結ぶ航路の供用を開始するなど、県内の社会基盤整備が着実に進んでいるところです。

令和７年度は、「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」の重点戦略「地域を支える産業の振興」に基づき、国際拠点港湾関連施設の整備、水島東航路及び玉島東航路の浚渫を進めるなど、水島港の機能強化を図ってまいります。また、中四国の広域交通網のクロスポイントという優位性を生かし、地域高規格道路「美作岡山道路」をはじめとする地域間連絡道路の整備や、物流拠点などへのアクセス強化、交通渋滞の緩和を図るための道路整備を推進してまいります。

また、重点戦略「安心で豊かさが実感できる地域の創造」では、激甚化・頻発化する気象災害による洪水・高潮・津波・土砂災害などから命を守る防災施設の整備や、大規模地震発生時において、人命救助や災害復旧に資する緊急輸送道路上の橋梁や堤防などの公共土木施設や沿道建築物等の耐震化などを進めてまいります。

さらには、自然災害への備えやインフラの老朽化、担い手不足等、建設分野における課題に対応するため、DXや情報発信の取組も推進してまいります。

こうした公共事業において、用地取得は事業の根幹をなすものであり、適正かつ円滑な用地取得を進めるためには、補償業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有している貴協会会員の皆様のお力添えが不可欠だと考えております。

日本補償コンサルタント協会におかれましては、補償コンサルタントCPD制度について一層の進捗を図られるなど、積極的な人材育成に取り組まれていること、そして平成30年７月豪雨災害をはじめ、多くの被災地の復旧・復興に対する支援をいただきましたことに、この場をお借りしまして深く感謝いたしますとともに、今後ともさらなる御支援、御協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の、ますますの御発展と御活躍を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。



# 令和７年度に向かって

広島県土木建築局　用地課長
**山　田　宏　治**

令和７年度の始まりに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、日頃から広島県の公共事業の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県では、将来にわたって「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現を基本理念とし、県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」している姿を目指して、『安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン』を策定し、令和３年度～12年度の10年間における本県の目指す姿とその実現に向けて、「県民の挑戦を後押し」すること、「特性を生かした適散・適集な地域づくり」に取り組んでいます。

また、土木建築局では、『安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン』を踏まえ、社会資本分野の基本方針である「社会資本未来プラン」、及び事業別整備計画等の関連計画を策定し、「安全・安心を支える総合的な県土の強靭化」、「交流・連携を支えるネットワークの充実・強化」、「魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成」、「社会資本の適切な維持管理の推進」の４つの施策を掲げ、デジタル技術を最大限に活用しながら、各種事業を計画的に推進しています。

本県の令和７年度公共事業予算については、２つをポイントに予算編成をしています。

まずは、令和３年７月８月豪雨等の被災地の一日も早い復旧・復興です。

多治比川や本川等における再度災害防止対策や改良復旧事業を着実に推進します。

次に、「社会資本未来プラン」に基づく各種施策の着実な推進です。

国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を最大限活用し、土砂災害防止施設の整備など、防災・減災対策の充実・強化による県土の強靭化、広域的な道路ネットワークの整備や港湾物流用地の造成等による、物流・交流連携基盤の強化を計画的に推進します。

このような社会資本を整備するにあたり、公共事業用地の取得を、計画的かつ適正に実施して行く必要がありますが、用地経験の少ない30歳以下の職員の割合が増加しており、知識やノウハウの承継、人材の育成が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、貴協会の皆様方におかれましては、各種研修会や講演会を開催され、用地補償全般に深く幅広い見識を有する専門家の育成に積極的に取り組んでいただいており、皆様の高度かつ専門的な知識や豊富な経験は、今後ますます必要不可欠になってくると思っております。

今後とも、皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の益々のご発展とご活躍を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。



# 令和７年度　支部長あいさつ

（一社）日本補償コンサルタント協会　中国支部長
**岸　本　　浩**

令和７年度中国支部の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

中国地区用地対策連絡会及び各起業者の皆様には平素より当支部及び会員に対し格別のご指導、ご鞭撻を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また会員の皆様には中国支部の活動である研修会や要望活動、意見交換会などに積極的にご参加、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、国民が安全で安心できるための社会資本整備は計画的に実施する必要があり、また近時頻発する激甚災害に対応するためにも各起業者から、専門的知識と経験を有する補償コンサルタントに寄せられる期待は年々増大しているところです。その信頼に応えるべく、さらに高度で専門的な知識の習得に励み、多種多様な業務にも対応できる補償技術者の育成のために、支部・県部会が一体となって対応していきたいと思います。

まずは、協会全体の取り組みです。３月の理事会で『協会が取り組むべき重点課題2025』が策定され、「人材の確保育成」、「業務量の拡大」及び「協会の経営改善」の３つを柱として、今年度から３ヶ年で協会の抱える課題に対処することになりました。この取り組みにおいて、若手技術者がやる気を引き出し、補償コンサルタントの担い手として定着してもらうため、早い段階から補償業務管理士資格の取得に挑戦できるよう試験制度も見直される予定であり、その期待はふくらむところです。

次に中国支部の取り組みです。今年も引き続き会員の皆様のために支部として何ができるかを考えながら活動したいと考えています。

第１に、技術力と資質の向上を図る研修、講習会を優先して実施していきたいと考えます。昨年度は会員の皆様から研修アンケートを取り、ニーズを把握し、支部研修委員会でも検討した結果、本格的なweb研修を実現させました。今年度も引き続きそのアンケート結果に基づき研修等を実施します。

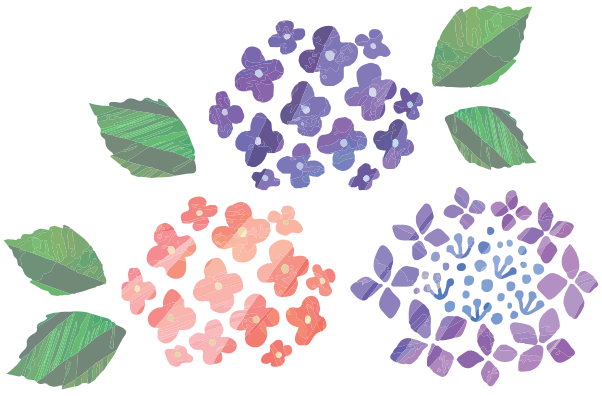
第２に、情報発信です。補償基準等の改正等があった場合、速やかに支部ホームページやメールにより会員の皆様へお届けするよう努力します。

第３に、起業者である中国地方整備局や各県等と率直な意見交換をしながら、我々補償コンサルタント業界の声を届けていきたいと考えています。会員の皆様から寄せられたご意見等は、中国地方整備局や各県との意見交換会で伝えるとともに、支部各委員会を通じて国土交通本省や用対連全国協議会に届けています。また、この意見交換会の場に限らず、我々の現場から得

られるノウハウの蓄積や課題の集約から、各起業者へ課題等も提言していきたいと思います。

第４に、支部の各委員会活動を活性化させていきます。協会全体のテーマはもとより支部事業を推進していくためのテーマも検討していきます。

最後になりますが、補償コンサルタントに求められる期待に応えるためにも、協会を挙げて取り組んで参りますので関係各位や会員の皆様には、今後一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



# 第48回支部通常総会報告

令和７年５月15日(木)15時30分からメルパルク広島において、中国支部第48回通常総会が開催されました。

総会は、岸本支部長の挨拶に始まり、本部からご臨席いただきました原田副会長のご挨拶、そしてご来賓の国土交通省中国地方整備局森川朋胤用地部長様、広島県土木建築局山田用地課長及び広島市道路建設局金沢実用地部長様からお言葉を賜りました。



総会の全景

その後、議案審議に入り、議長には鵬技術コンサルタント（株）の岩山竜也様を選任し、令和６年度の事業報告及び収支決算の審議を経て、令和７年度の事業計画及び収支予算の報告を行い、全ての議案を承認の上、議事を無事終了しました。



岩山議長



村木監事による監査報告

さらに、令和６年度及び令和７年４月に新たに会員として入会されたました４社の紹介を行い、総会を終了しました。




左より
明伸建設コンサルタント(株)　大石様
(株)大隆設計　大国様
(株)ワーパス　生西様
(株)エイエム建設コンサルタント　勝部様

## 支部長挨拶



中国支部第48回通常総会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。会員の皆様には平素より中国支部の活動にご理解とご協力頂いておりますことをこの場をお借りしましてお礼を申し上げます。また本日はご多忙の中、このように多くの会員の皆様にご出席いただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

本日は本部より原田副会長にご臨席頂き、さらにご来賓として国土交通省中国地方整備局の森川用地部長様、広島県土木建築局の山田用地課長様、広島市道路交通局の金沢用地部長様にもご臨席頂きました。お忙しい中本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。

さて、国民が安全で安心できるための社会資本整備は計画的に実施する必要があり、また近時頻発する激甚災害に対応するためにも国などの各起業者から、我々の役目、つまり専門的知識と経験を有する補償コンサルタントに寄せられる期待は大きくなっているところです。その信頼に応えるべく、さらに高度で専門的な知識の習得に励み、多種多様な業務にも対応出来る補償技術者の育成のために、継続しての実務研修会を開催してまいります。また、喫緊の課題である人材確保と育成については、最重要課題と認識して支部・県部会が一体となって取り組んで参ります。

昨年のこのあいさつで、「中国支部は、何よりも常に会員の皆様のために、支部として何ができるかを考えながら活動したいと考えています。」とお話しました。昨年度は会員の皆様から研修アンケートを取り、皆様のニーズを把握し、本格的なweb研修を実現させました。また、会員の皆様から寄せられたご意見等は、中国地方整備局や各県との意見交換会で伝えるとともに、支部各委員会を通じて国土交通本省や用対連全国協議会に届けています。今年度も積極的に起業者である中国地方整備局や各県に「率直な意見を」！「我々補償コンサルタント業界の声を」！届けていきたいと思います。ご協力をお願いいたします。

また、今年度も引き続き、技術力と資質の向上を図る研修等を充実させるとともに、補償基準等の改正等があった場合は、タイムリーに支部ホームページやメールを活用し会員の皆様にお届けするよう努力します。さらに、新たな取り組みとして、若手技術者の座談会や市町村ニーズ調査等の実施も検討しています。

ここで支部としても、うれしいニュースがあります。

昨年度の総会以降、新しい会員、仲間が増えました。後ほど紹介させていただきますが、入会順に、広島県の明伸建設コンサルタント株式会社様、島根県の株式会社大隆設計様、鳥取県の株式会社ワーパス様、島根県の株式会社エイエム建設コンサルタント様です。

新会員が増え、心強く思っております。

最後になりますが、ご来賓の皆様をはじめ、会員の皆様には、今後一層のご支援とご

協力をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、総会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

令和７年５月15日

（一社）日本補償コンサルタント協会
中国支部長　岸　本　　浩

## 本部ご挨拶



中国支部の第48回通常総会が、（来賓をお迎えして盛大に）開催されることを心よりお祝い申し上げます。

また、岸本支部長をはじめ会員の皆様には、平素より、技術力向上のための研修事業や、発注者との意見交換、要望活動等に鋭意取り組まれていることに、改めて感謝申し上げます。

さて、補償コンサルタント業は、用地補償業務の委託件数の減少や、業務に従事する補償業務管理士の高齢化が進んでおり、業務領域の拡大や、将来の担い手の確保育成が喫緊の課題となっています。

こうした中、中国支部では、近年、各種委員会活動が活発に行われていると聞いています。支部会員皆様の知恵と力を結集し、委員会の活動を盛り上げていただき、協会全体を先導するよう成果をあげていただくようお願いします。

協会本部では、昨年来、今後の取り組むべき課題と方向性について議論を重ねてきました。その結果、３月の理事会で『協会が取り組むべき重点課題2025』をとりまとめ、「人材の確保育成」、「業務量の拡大」及び「協会の経営改善」の３つを柱として、今年度から３ヶ年で課題の解決に向け、取り組んでいくことになりました。

「人材の確保育成」では、補償業務管理士の資格の取得について、より多くの従業員の皆様が受験できるように、研修及び検定試験制度の見直しを行うこととしています。今年度は、女性をはじめ多くの方が容易に研修・講習を受講できるよう、専門科目研修のすべての部門及び登録更新講習をオンライン配信により実施します。研修等の申込み手続きについても、WEBによる受付を開始し、手続きを簡略化しました。また、８年度からの実施を目標に、研修及び筆記試験までは、現行の受講・受験要件を緩和して、補償業務経歴が４年以上なくとも受験できるようにする方向で、見直しを検討しています。

「業務量の拡大」では、引き続き、公共事業予算の確保・増額を国土交通省はじめ関係機関に要望していくとともに、業務領域の拡大や、市町村からの業務受注方策の検討、さらにはDX化等の新技術の対応について検討を行います。特に、業務領域の拡大については、新たに設置した分科会で、市町村からの受注拡大に意欲のある支部と連携した活動ができればと考えています。

これらの課題に対処するためには、これまで

以上に協会の本部と支部が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠です。会員の皆様のご理解とご協力をぜひお願いいたします。

結びに、中国支部とご参会の皆様のますますのご活躍、ご発展を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

令和７年５月15日

（一社）日本補償コンサルタント協会
会長　清　水　郁　夫
代読：副会長　原　田　　卓

## 中国地方整備局　森川用地部長様のお言葉




昨年度に引き続き、国土交通省中国地方整備局用地部長を務めております、森川でございます。

まずは、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の第48回通常総会が開催されますことを、心からお祝い申し上げます。また、岸本支部長をはじめ、協会会員の皆様におかれましては、平素より、中国地方整備局の事業・施策に対して深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国において、少子高齢化、人口減少が加速化していること、昨今の物価高、トランプ関税による国際情勢の不透明化により、国民生活の向上・安定について大変関心が寄せられておりますが、そのための財源の一つとして、社会インフラ整備に係る費用へ目を向けられていることに対して、憤りを感じております。

ここにおられる皆様方におかれましては十分にご認識されていることとかとは思いますが、国民生活の安心・安全、国土保全、地方創生の観点からも、まだまだインフラ整備が必要であり、政府としても、令和８年度からの五か年を計画期間とする「国土強靱化実施中期計画」を来月にも策定し、事業規模も20兆円超となるなど、今後ともインフラ整備が必要とされていることに変わりはありません。

また、頻発する大規模災害への対応も重要です。能登半島地震の災害復旧もまだまだ道半ば、南海トラフ地震が発生した際の対応も大変重要となります。

それらの前提として、用地補償業務は非常に重要であり、貴協会の役割はますます大きなものになってくるものと考えております。中国地方整備局といたしましても、貴協会とともに早期のインフラ整備・災害復旧のための用地補償業務の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

むすびに、ここにご出席されている皆様方のご健勝と、日本補償コンサルタント協会中国支部のますますのご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

令和７年５月15日

国土交通省中国地方整備局　用地部長
森　川　朋　胤

## 広島県　山田用地課長様のお言葉



広島県土木建築局　用地課長の山田でございます。

本日は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部　第48回通常総会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。

総会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

貴協会におかれましては、昭和52年に設立されて以来、48年を迎えられ、用地補償業務に関する民間唯一の専門家集団として、ますます御清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

振り返ってみますと、今日の公共事業は、貴協会の発展とともに、用地調査等業務委託の体制が定着し、本県における公共用地の取得に伴う補償業務も充実及び強化されてまいりました。本県の公共事業が円滑に推進され、公平かつ適正な補償による公共用地の取得が実施されているのも、貴協会の補償業務への深い御理解と御協力の賜物であり、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県土木建築局では、社会資本未来プラン及び事業別整備計画等を策定し、効果的かつ効率的な社会資本整備を推進しております。

これら社会資本に関する計画は、今年度が最終年度となることから、令和８年度からの次期計画の策定に向け、検討を進めているところでございます。

そんな中、今年度当初予算につきましては、次の２つをポイントに予算編成を行っております。

一つ目は、豪雨災害被災地の一日も早い復旧でございます。「令和３年豪雨　改良復旧プロジェクト」に基づき、安芸高田市の多治比川や竹原市の本川等における災害防止対策を着実に推進してまいります。

二つ目は、「社会資本未来プラン」に基づく各種施策の着実な推進でございます。防災対策の強化による県土の強靭化、広域的な道路ネットワークの整備、物流連携基盤の強化、これらを計画的に推進してまいります。

社会資本整備にあたっては、計画的かつ効率的に公共事業用地を取得することがたいへん重要ですが、昨今、住民の権利意識の高揚や価値観が多様化する中で、用地事務が煩雑かつ専門化してきているところでございます。さらに、用地経験の豊富な職員が減少してきており、用地事務に関する知識やノウハウの継承、用地職員の人材確保及び育成が喫緊の課題となっております。

このため、広島県では、用地職員のスキルアップなどを柱とする公共用地取得促進プログラムを策定し、社会情勢等の変化を踏まえつつ、適宜、見直しを行っているところです。

用地取得の現場においては、短期間での用地取得が求められる事業が増え、また、複雑かつ特殊な補償案件が増加する状況の中で、用地補償全般に深く幅広い見識を有する専門家の育成に積極的に取り組んでおられる、皆様の高度かつ専門的な知識や豊富な経験は、今後ますます必要不可欠になってくると思っているところでございます。

今後とも、皆様方の一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の、ますますの御発展と御活躍を祈念し、御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠に、おめでとうございます。

令和７年５月15日

広島県土木建築局　用地課長
山　田　宏　治

## 広島市　金沢用地部長様のお言葉



本日は、第48回の通常総会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

会員の皆様方には、日頃から広島市の公共事業の円滑な推進に格別のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、今年は本市にとって、被爆80周年という節目の年にあたります。都市像として「国際平和文化都市」を掲げ、平和記念都市の建設を進めてきた本市は、今後も国内外から多くの人を引き付け、市域を超えて活力とにぎわいを生み出すため、まちづくりを持続的に発展させていく必要があります。

こうした中、本市では、広島駅南口広場の再整備や路面電車の駅前大橋ルート等の整備を進めるとともに、アストラムライン延伸事業である新交通西風新都線等の交通ネットワークの整備などに継続して取り組んでおります。

こうしたまちづくりを推進するためには、計画的な事業用地の取得が欠かせませんが、市民の権利意識の高まりや価値観の多様化など、用地取得を取り巻く環境は厳しく、きめの細かい対応が求められております。

一方で、本市においては退職等による用地経験豊富なベテラン職員の減少が進んでおり、将来にわたる用地取得体制の確保が喫緊の課題となっております。このため、用地取得部門の集約化等により、職員間のノウハウの共有など効果的な職員育成が行いやすい体制づくりに努めてきたところですが、今後も継続して体制確保に取り組んでいく必要があります。

こうした状況において、用地補償業務全般にわたり専門的な知識と豊富な経験をお持ちの皆様方のお力添えをいただくことが益々必要となってまいります。今後とも格別のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の益々のご発展、並びに会員の皆様方のさらなるご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

令和７年５月15日

広島市道路交通局　用地部長
金　沢　　実

# 令和６年度　支部事業報告

## １．研修会、試験、講習会等の実施

### （１）令和６年度補償金算定標準書の概要説明等研修会

【広島会場】

日　時　　令和６年６月11日（火）
場　所　　広島商工会議所　101号室
参加者　　57社　132名
内　容　　①「令和６年度補償金算定標準書の改正点」及び
「建物移転料算定要領等の一部改正」について
講　師：国土交通省　中国地方整備局　用地部
用地補償課　補償基準係長　大　木　真由美　　氏
②　土地政策（所有者不明土地問題含む）の現状について
講　師：国土交通省　中国地方整備局　用地部
用地企画課　課長補佐　　加　納　修　司　　氏

【松江会場】

日　時　　令和６年６月14日（金）
場　所　　島根県民会館　303号室
参加者　　36社　79名
内　容　　①　広島会場と同様
講　師：国土交通省　中国地方整備局　用地部
用地補償課　調整係長　　山　田　悠　介　　氏
②　広島会場と同様
講　師：国土交通省　中国地方整備局　用地部
用地企画課　課長補佐　　加　納　修　司　　氏


大木補償基準係長（広島会場）


加納用地企画課長補佐（広島会場）


山田調整係長（松江会場）

## （2）支部実務研修会

※WEB方式（Zoom会議）により３回開催

| | | | |
|---|---|---|---|
| １回目 | 令和７年１月17日(金) | 参加者 | 28社　58名 |
| ２回目 | 令和７年１月23日(木) | 参加者 | 22社　31名 |
| ３回目 | 令和７年２月５日(水) | 参加者 | 26社　42名 |
| | | 計 | 131名 |

内　容　①「建物移転工法について」～残地内工法の事例を中心として～

講　師：国土交通省　中国地方整備局　用地部

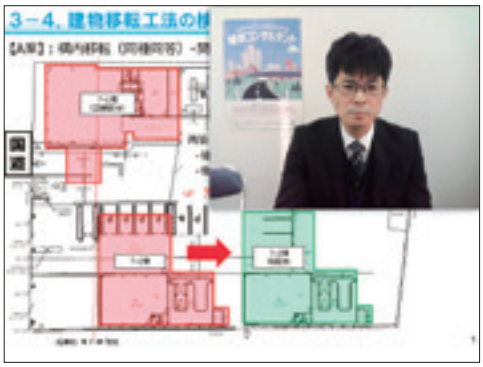
用地補償課　課長補佐　白　根　卓　也　氏

用地対策課　建設専門官　片　渕　貴　博　氏

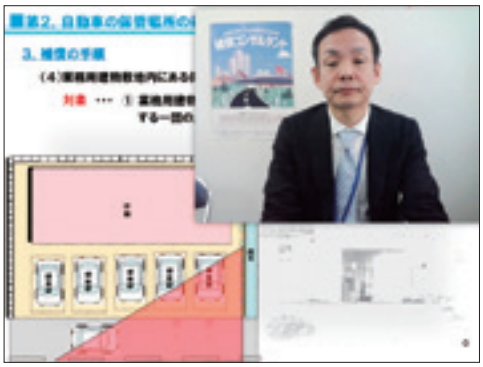
②「自動車保管場所の補償について」～事例紹介を含む～

講　師：国土交通省　中国地方整備局　用地部

用地補償課　建設専門官　片　渕　貴　博　氏



白根用地補償課長補佐



片渕建設専門官

## （3）各県部会との共催研修会

### ア．鳥取県部会と共催

日　時　令和６年11月14日(木)

場　所　鳥取県立倉吉未来中心

参加者　17社　39名

内　容　①　インボイス施行後の

消費税調査　Q&A

②　営業調査　Q&A

講　師：(有) タクザス

田原明税理士事務所　税理士　田　原　明　氏



**イ．島根県部会と共催**



日　時　　令和６年12月19日（木）
場　所　　出雲建設会館
参加者　　23社　49名
内　容　　①　移転雑費の算定について
②　移転雑費の算定及び留意点
（質疑応答含む）
講　師：国土交通省　中国地方整備局　出雲河川事務所
用地対策官　　寺　岡　秀　和　　氏

**ウ．岡山県部会と共催**

日　時　　令和６年10月10日（木）
場　所　　ピュアリティまきび
参加者　　25社　44名
内　容　　①　インボイス施行後の消費税調査　Q＆A
②　営業調査　Q＆A
講　師：（有）タクザス
田原明税理士事務所　税理士　田　原　　明　　氏

**エ．広島県部会と共催**



日　時　　令和６年11月６日（水）
場　所　　広島県立総合体育館
グリーンアリーナ大会議室
参加者　　34社　72名
内　容　　①　移転雑費の算定について
②　移転雑費の算定及び留意点
（質疑応答含む）
講　師：国土交通省　中国地方整備局　広島国道事務所
用地対策官　　石　井　　彰　　氏

## （４）令和６年度　補償業務管理士共通科目研修

令和６年５月22日（水）から５月24日（金）までの３日間、広島商工会議所（２階202号室）において、コースⅠ16名、コースⅡ75名、合計91名の受講者を対象に令和６年度補償業務管理士（共通科目）研修を実施しました。

## （5）令和６年度　補償業務管理士登録更新講習会

令和６年９月27日（金）広島市中区のRCC文化センター７階において、受講者115名を対象に登録更新講習会を行いました。

## （6）補償業務管理士試験等の実施

### ア．令和６年度　補償業務管理士（筆記）試験

令和６年10月27日（日）広島市中区のRCC文化センター７階において、令和６年度補償業務管理士（筆記）試験を実施しました。

受験者数は次のとおりです。

○共通科目部門169名
○土地調査部門０名、土地評価部門０名、物件部門42名
機械工作物部門５名、営業・特殊補償部門12名、事業損失部門23名
補償関連部門10名、総合補償部門２名

受験者　延べ　263名　（共通科目169名、専門科目94名）

### イ．令和６年度　総合補償士（論文）試験

令和６年度総合補償士論文試験は、令和７年１月30日（木）広島市中区の広島商工会議所で実施し、９名が受験しました。

## （7）独占禁止法等講習会

日　時　　令和６年10月10日（木）
場　所　　広島県民文化センター
参加者　　202名（５団体共催）
内　容　　①　独占禁止法の遵守について
講　師：公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所　中国支所
総務課　　小寺澤　一　生　　氏
②　新たな中国圏広域地方計画策定に向けて
講　師：国土交通省　中国地方整備局　企画部
広域計画課長　　佐々田　敬　久　　氏

## 2．補償コンサルタントに関する広報活動

支部会員及び補償コンサルタントのPRのため、次のような活動を行いました。

（1）支部機関誌「中国支部報」及び「会員名簿」を発行し、会員及び起業者に配布することにより、情報の提供、広報を行いました。

（2）ホームページの活用により、起業者、会員、その他一般に情報提供を実施しました。
会員に対しては、メール配信も含め中国地区用対連事務局が発行する「補償金算定標準書」の訂正や修正、中国地方整備局用地部から提供される補償基準改正等の情報を提供し、知識の向上や業務の適正な執行に資するように努めました。

（3）補償コンサルタント登録制度及び補償業務管理士制度の積極的な活用について、本部作成パンフレットや業務紹介シリーズのマンガを使用して、起業者等への要望会・意見交換会等、あらゆる機会を利用して業務紹介や地位向上のためのPRを行いました。

（4）業界新聞「建設通信新聞」に2回／年、「中建日報」に2回／年、広告を掲載しました。

（5）令和6年度中国地区土地政策推進連携協議会通常総会において、「土地政策推進連携協議会における補償コンサルタントの役割」と題して、補償コンサルタントをPRしました。
さらに、この説明資料を中国地区土地政策推進連携協議会事務局を通じて管内の市町村に配布していただきました。

## 3．補償業務に関する調査、研究の実施

令和6年度は、本部補償業務委員会において継続的に検討されている「用地補償の合理化・迅速化への対応に関する検討」のなかで、中国支部として令和6年4月に運用開始された「建物移転料算定要領等の改正」に関する問題点等を提出しました。

その問題点等は本部を通じて国土交通省及び用地対策連絡会全国協議会に意見書として提出され、その成果の一つとして、損失補償算定標準書の設計及び工事監理費等に要する費用の見直しが行われる予定です。また、中国地区用対連から依頼を受けて標準単価の追加要望調査を実施しました。

## 4．各起業者との要望及び意見交換会の実施

中国支部及び各県部会は、中国地方整備局及び中国５県に対し、補償コンサルタント業務の円滑な実施を図るため、技術者の育成と専門知識の向上、入札契約制度および発注歩掛、協会員の一層の活用等について、次のとおり意見交換会を実施しました。

**令和６年度　国及び中国５県との意見交換会の実施**

| 要　望　先 | 月　日 | 場　　所 | 起業者側出席者 | 協会側出席者 |
|---|---|---|---|---|
| 鳥　取　県 | ９月５日 | 鳥取県庁議会棟<br>３階特別会議室 | 県土整備部<br>岸本次長兼県土総務課長<br>前田用地室長<br>外　４　名 | 岸本支部長<br>兼鳥取県部会長<br>外　６　名 |
| 岡　山　県 | 10月17日 | 岡山県立図書館<br>サークル活動室 | 土木部監理課<br>平松参与<br>外　７　名 | 岸本支部長<br>難波岡山県部会長<br>外　12　名 |
| 島　根　県 | 10月21日 | 島根県市町村<br>振興センター<br>６階中会議室 | 土木部用地対策課<br>手銭用地対策課長<br>外　４　名 | 岸本支部長<br>多久和副支部長<br>兼島根県部会長<br>外　７　名 |
| 広　島　県 | 11月５日 | 広島県庁自治会館 | 土木建築局用地課<br>藤本課長<br>外　３　名 | 岸本支部長<br>高野副支部長<br>天田広島県部会長<br>外　３　名 |
| 山　口　県 | 令和７年３月 | 書面により実施 | | |
| 国土交通省<br>中国地方整備局<br>（中国地区用地対策<br>連絡会事務局） | 12月６日 | 中国地方整備局<br>会議室 | 用地部<br>森川用地部長<br>外　８　名 | 岸本支部長<br>外　６　名 |

## 5．「補償金算定標準書」の貸与

中国地区用対連会長（中国地方整備局長）の許可を得たうえで、用対連監修の「令和６年度補償金算定標準書」をCD化し、会員に貸与することにより補償業務の効率化に努めました。

# 6．会員ニーズについての調査

## （1）支部研修アンケートの実施

８月に「中国支部実務研修に係るアンケート」を実施した結果、約半数の会員から回答があり、今後の支部研修のあり方について支部研修委員会で議論し、会員へも結果報告しました。その成果として、１月期の支部実務研修会から本格的なWeb研修を開始しました。

## （2）標準単価の追加要望調査依頼

12月に「標準単価の追加要望について（調査依頼）」を実施し、多くの会員から要望をいただき、中国地区用対連に提出しました。

# 7．会員相互の親睦活動の推進

## （1）親睦ゴルフ

**第43回　親睦ゴルフ大会開催**

令和６年11月22日（金）に、第43回目となる中国支部親睦ゴルフ大会を広島県の庄原カントリークラブで開催しました。当日は、気温16℃　晴時々曇り、この時期としては恵まれたコンディションの中で12名の参加者が自慢の腕を競いました。



準優勝：高島さん　優勝：田中さん　3位：平岩さん

**【優勝者のコメント】**

親睦ゴルフ大会では大変お世話になりありがとうございました。

暑くも寒くもない天気と同伴メンバーの軽妙なトークのおかげで、楽しくプレイさせていただきました。大まぐれの長ーいロングパットバーディが入ったのが勝因だったかなと思います。大会を準備していただいた方々及び参加していただいた皆様に感謝し、お礼の言葉とさせていただきます。

アサヒコンサルタント　　田　中　　誠



**（参加された12名の皆さん）スタート組順**

天田章さん（進栄CT）、平岩幸夫さん（荒谷建設CT）、北原朋納さん（進栄CT）、澤克生さん（アサヒCT）、柴田義幸さん（アサヒCT）、高島秀夫さん（コスモ建設CT）、上山隆寿さん（泉CT）、松本義政さん（ヒノCT）、竹内肇さん（復建調査設計）、田中誠さん（アサヒCT）、松尾信一さん（エイト日本技術開発）、大橋事務局長

## （2）親睦釣り大会

**第６回　親睦釣り大会　ご報告**

令和６年８月23日（金）、第６回目となる中国支部主催親睦釣り大会を開催しました。今年は、昨年悪天候により途中中止を余儀なくされた出雲市大社町日御碕海岸（日本海）での大会のリベンジということで、再度日本海（松江市島根町野波）での開催となりました。

狙うはイカ！　イカ釣り船からの夜釣りです。

出航は夕方６時。万全な準備をして瀬崎港に集まった参加者８名は、イカ釣り船に意気揚々と乗り込みます。漁港を出発し船頭さんが案内してくれた釣れるスポットまでの時間はちょうど日没と重なり、船から見る日本海に沈む真っ赤な夕日は、おじさん達と見るのはもったいない程きれいでした。

最初の１時間程度は当たりもなく皆が悶々としていましたが、日が暮れ船の漁り火が点灯されると竿先が大きく動きだし、20cm～30cm程度の白イカが釣れ始めます。

釣り時間は約５時間。途中数名の船酔い者がありましたが、まずまずの釣果で皆さんに楽しんでいただき、昨年のリベンジは出来たかなと思っています。

終了後、深夜０時から近くのコテージで行った懇親会では、浜崎さんにさばいていただいた超新鮮なイカのお刺身を皆で堪能させていただきました。

また来年の大会で、皆さんにお会いできるのが本当に楽しみです。

**【参加メンバー】**

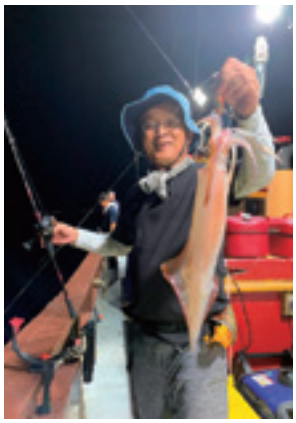
| | | |
|---|---|---|
| ダイホーコンサルタント㈱ | ： | 岡野　顕、山本　拓 |
| 建築技術設計㈱ | ： | 高野　栄一 |
| ㈱広洋コンサルタント | ： | 岸本　浩 |
| ㈱新栄コンサルタント | ： | 北原　朋納 |
| ㈱日本海技術コンサルタンツ | ： | 浜崎　晃、大坂　理 |
| 島建コンサルタント㈱ | ： | 多久和　豊 |



出航前 集合写真



日本海へ沈む夕日を見ながら



大物を釣り上げ
満足そうな北原さん



大会後コテージでの懇親会（表彰式）
大物賞　北原さん（約50cm）
大漁賞　岡野さん（26杯）

# 鳥取県 と 鳥取県部会 との補償業務に関する意見交換会
## （令和６年９月５日実施）

## １．【用地室】宛
## 技術レベルの研修会及び意見交換会開催について

**要望事項**

技術向上を目的に継続して開催しますので、ご協力をお願いします。



**回　答**

技術レベルの研修会及び意見交換会の開催に協力します。

なお、昨年度の研修会は年度末の３月開催で、県の技術職員は業務の都合上出席が困難な時期であったため、開催時期の検討をお願いします。

また、意見交換会については、県の統一的な取扱いについては、用地室との意見交換で足りることから、各起業者との間でアンバランスが生じるような内容に関する意見交換を望む声がありましたので、検討をお願いします。

## ２．【建設業・入札制度室】宛
## 入札制度改正においての意見交換会開催について

**要望事項**

早い時期の検証と意見交換会の開催をお願いします。

**回　答**

令和６年９月12日に開催予定の測量等業務の総合評価競争入札に係る説明会において、令和

５年度の実施結果を報告し、見直しの方向性等を提案する予定です。その説明会の中で、補償業務の関係についても合同（測量設計業協会会員＝補償コン協会会員）で説明をする予定です。



## ３．【用地室】宛　用地•補償業務における部門別の補償業務管理士の活用について

**要望事項**

現在の緩和策の６部門を８部門の部門別にて発注をお願いします。

**回　答**

補償関係コンサルタント業務は、一定の基準に基づき調査・損失補償額の算定を行う専門的な業務であるため、同業務の入札は補償業務管理士又は補償業務管理者を保有することを要件としています。

当初、有資格者数が増加したタイミングを見ながら検討するとしてきたところ、部門別の補償コン登録業者数は、部門によって横ばい、又は微増であるが、部門別の有資格者は着実に増加していることから、細分化の方向で検討します。なお、実務面での準備や周知が必要なことから、整った段階で実施することをご理解ください。また、総合補償部門については、各用地課の業務と重複していること及び有資格者が少ないことから今後の状況を見ながら引き続き検討します。

## ４．【用地室】宛　複合業務の分離発注について

**要望事項**

建設コンサルタント業務等と補償コンサルタント業務が複合する業務は業務別に発注をお願いします。

**回　答**

建設コンサルタント業務等（測量、設計、地質調査）と補償コンサルタント業務については、業務内容の関連性や継続性、予算、工期及び地元関係者の負担や効率性等を考慮した上で発注する必要があります。これらを踏まえ、分離発注が適当な業務については、引き続き分離発注に努めるよう周知を図ります。

一方で、分離発注することで地権者等への負担の増加による用地交渉への影響、業務の効率性を考慮しながら発注することに、御理解ください。

なお、先日開催した用地課長会議において、分離発注が適当な業務について分離発注に努めるよう改めて周知を行いました。

## 5．【用地室】宛　資格要件について

**要望事項**

① 水準測量の実施を伴う事業損失業務（地盤変動影響調査）においては、品質確保の観点から、土地調査業務と同じように委託対象設計金額に応じた測量士の保有を条件としていただきたい。

② 現在Ａ級要件の補償業務において照査はいずれかの部門を有することとなっているが、品質確保の観点から現在の入札制度において、簡便型総合評価入札は難易度又は数量規模が上がるため照査技術者も主任担当者と同様に特定資格としていただきたい。

**回　答**

①② 資格要件については、厳格化することで応札に参加できなくなる業者も出てくることから、当面は現行の運用とし、有資格者の状況の推移を勘案しつつ、引き続き検討していきます。

## 6．【用地室】宛　業務委託について

**要望事項**

⑴ 事業損失（建物等）における修復基準の運用指針（案）「令和７年４月改正］の運用について

・運用指針（案）の活用については「令和３年度補償コンサルタント業務に係る意見交換会の書面開催結果について（報告）」（Ｒ４．２.25）において意見をいただいておりますが、この度、年度経過等による一部見直しを行い、改正版（新旧対照表含む）をまとめましたので通知願います。

⑵ 附帯工作物の標準単価の追加掲載について

・獣害防護柵（イノシシ柵）の単価（円／ｍ）掲載を希望します。（種類：メッシュ、

電気、ネット）
・単価表には「新設」「移設」「撤去」「耐用年数区分」「廃材量」の掲載が必要です。
・現状は代価表や業者見積りで対応していますが、価格にばらつきがあります。
・単価掲載について中国地区用対連に要望、又は県単価作成を検討願います。

(3) 収穫樹「いちじく」の代用樹種について（平成27年度から標準単価未掲載）
・中国地整では、「いちじく」は「びわ」を適用していることより、同運用の通知を願います。

(4) 令和６年度より建築物の設計・工事監理等業務報酬額の「移転工法別補正率表」が廃止されたことに伴う今後の対応について
・廃止に伴い「曳家工法、復元工法については、法令等に基づき必要と認められる経費を別途算定するものとする。」となりました。一定の方針を出さなければ、補償額算定根拠に不統一が生じると考えられますので検討願います。

**回　答**

(1) 運用指針（令和７年４月改正）内容に特段の意見はありません。成案化された際には、県の内部で周知します。

(2) 県独自の単価作成は困難なことから、まずは獣害防護柵の単価掲載について中国地区用対連に要望していきます。

(3) 「いちじく」の算定にあたっては、昨年度もご要望いただいており様々な議論が深まりました。県では移植の見積りで対応することを前提としていますが、見積りをいただくことが困難なことのご指摘をいただいているところです。代替案として、起業者と受注者の双方協議の上、代用する樹種を決定することとしますので、その都度具体のご提案をお願いします。その際、中国地整が「びわ」を代用している実績があるということであれば、それも踏まえたご提案としてください。

(4) 当面は設計事務所等への見積り（相見積り）対応とします。



# 岡山県と岡山県部会との補償業務に関する意見交換会
（令和６年10月17日実施）

## １．補償コンサルタント業務に従事する技術者の育成、人材確保、業務環境の改善について

### （1）安定的な業務量の確保

**要望事項**

岡山県部会に所属する会員企業は、担い手の育成・確保のために給与の引上げ、長時間労働の是正、作業の効率化、そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指して日々努力を重ねているところです。

しかしながら、会員企業の多くは中小企業若しくは零細企業であり、その経営基盤は脆弱です。加えて業務量など先行き不透明な点もあり、経営環境は大変厳しい状況にあります。

つきましては、安定的かつ継続的な業務量の確保を引き続きよろしくお願いします。

**回　答**

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めて参ります。

### （2）地域コンサルタントの活用の拡大

**要望事項**

災害の発生頻度が高まる中、地域コンサルタントが業界から離脱すると、災害からの復旧、復興や地域の社会資本整備に重大な支障をきたす恐れがあります。引き続き、地域コンサルタントの受注の優位性を保ち、中長期的に地域を支える企業を育成していく仕組みの検討をよろしくお願いします。

**回　答**

業務の発注にあたっては、業務内容や難易度、各企業の実績などを踏まえながら業者を選定しており、今後とも業務内容等を踏まえながら、地域コンサルタントへの優先発注に努めて参ります。

## (3) 補償業務従事者の確保・育成の推進

**要望事項**

平成10年度をピークとして公共事業が激減し、これに伴い補償コンサルタント業務も大きく減少したため、協会会員各社では新たな技術者の採用を手控えざるを得ない状況が長く続きました。この結果、補償業務の中心的存在である補償業務管理士では、50歳以上の技術者が全体の過半数を大きく超えるなど、担い手の育成が大きな課題となっております。

このことから、将来にわたる健全な補償コンサルタント業の維持・発展のために、担い手となる若手技術者及び女性技術者の育成、登用に対するご理解と積極的な支援をお願いします。



**回　答**

土木、建築系の学科を卒業して就職する高校生のうち、土木、建築の会社へ就職する割合が約60％と言われております。県内企業への就職者が増えるよう若者へのアプローチに努めていく必要があると考えております。県の教育委員会へもこのような問題が生じていることを伝えてまいりたいと思います。

## (4) 適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等の取得をはじめとする働き方改革の推進に対する発注者側の理解と配慮

**要望事項**

一部の業務に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くのみならず長時間労働につながり、補償コンサルタント業務に従事する技術者の業務環境の悪化を招いています。また、ノー残業デーの設定や子育て支援等ワーク・ライフ・バランスは社会の要請であり、業務環境の改善は人材確保の大きな要因です。

これらの課題解決のため、的確な事業の工程管理並びに適正工期の設定と納期の平準化をお

願いいたします。加えて、地権者対応等において思わぬ工程計画上の支障等が生じた場合においては、工期延長等の弾力的な対応をお願いします。

**回　答**

ゼロ県債や翌債の活用により、引き続き、履行期限（納期）の平準化や適正工期の確保に努めて参ります。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ウィークリースタンスを推進しており、今後とも、補償コンサルタント業界の就労環境の改善に適切に対応して参りたいと存じます。地権者との対応等、やむを得ない場合の工期延期については柔軟に対応いたしますので、監督員との協議をお願いいたします。



## 2．適用歩掛の運用について

**要望事項**

発注仕様（共通仕様書、特記仕様書、数量総括表等）と適用歩掛は一体として整備・運用されるものと理解しています。

県内の各自治体が発注する用地調査等の業務は国土交通省が制定した用地調査等業務共通仕様書及び用地調査等業務費積算基準等に規定された仕様及び歩掛を基に運用されていますが、歩掛の解釈及び適用にあたっては国土交通省の機関が発注する場合のそれと整合した運用をしていただきますようお願いします。

**回　答**

歩掛の解釈及び適用にあたっては、適切に運用していると考えておりますが、齟齬が生じた場合には、監督員との協議をお願いいたします。

※「概要書」の作成については、報告書の内容を抜粋したものであり、報告書の一部であると考えております。残地が相当程度生ずる場合で、「建物等の残地移転要件の該当性の検討」や「照応建物の設計書の作成等」の検討が必要な場合には、設計変更を行いますので監督員との協議をお願いいたします。

## 3．岡山県部会会員の一層の活用について

**要望事項**

当県部会におきましては、関係機関等のご協力を得ながら補償に関する研修の実施や基準の改正などの情報共有等に重点を置くなど、高品質の成果物の作成に取り組んでいるところです。

また、各部会員におきましても補償業務管理士等の資格取得に積極的に取り組むなど、時代の要請に即した人材を育成し、各起業者の信頼と期待に応えることができるように努めているところです。

今後とも、補償コンサルタント登録規程に登録されている岡山県部会員の活用をお願いします。



**回　答**

業務委託の指名にあたっては、補償コンサルタント登録規程に定める各登録部門の登録業者の中から、過去の実績や技術者の状況等を考慮し、公正かつ厳正に行っています。

努力を惜しまず人と和し

調和ある生活環境を設計する

建設コンサルタント

株式会社
なんば技研

代表取締役 難波 龍也
岡山県部会 会長

補償コンサルタント業 登録部門
土地調査／物件／事業損失／営業補償・特殊補償／補償関連

本社 〒710-0251 岡山県倉敷市玉島長尾 214 番地の 1
TEL:086-526-8382 FAX:086-525-5683 URL:https://nanba.co.jp/
岡山支社 津山支社 奈良支社 井原営業所

建設に関する総合コンサルタント

□補償コンサルタント業
土地調査・物件・機械工作物・事業損失・
営業補償及び特殊補償・補償関連・総合補償

□建築設計・監理 □建設コンサルタント業 □測量業
□地質調査業 □施工管理 □建設業（とび土工・さく井）

株式会社 古川コンサルタント

本 社 〒693-0021 島根県出雲市塩冶町1612番地1
TEL(0853)21-5131 FAX (0853)21-5154

支 店 広島 ・山口 ・岡山 ・鳥取 ・西部（島根）
営業所 雲南 ・川本 ・益田 ・大田 ・安来 ・福山

# 島根県 と 島根県部会 との補償業務に関する意見交換会
## （令和６年10月21日実施）

## １．指名発注等、業者選定・契約等に関すること

### （1）島根県部会活動への理解と部会員活用のお願い

**要望事項**

当協会では、より質の高い成果品の提供並びに、補償コンサルタント業務の円滑な遂行に資する以下の活動を行っています。当協会の活動にご理解をいただくとともに、島根県部会員の活用をよろしくお願いいたします。

・島根県との意見交換会
・用地事務（島根県・市町村職員対象）専門研修への講師派遣
・補償業務管理士試験受験対策講習会
・技術研修会
・県内各高校への広報、宣伝活動



**回　答**

貴部会では、補償コンサルタント業務を円滑に行うため、研修等をはじめ様々な取り組みを実施されていると理解しています。

県では担当職員の用地補償経験が少なくなってきており、貴部会の皆様のコンサルティング業務がより重要になってきています。

したがって、業務の発注にあたっては、受託者の技術力、有資格技術者の有無、実績等を考慮しています。

貴部会におかれても、引き続き人材育成に努めていただきますようお願いします。

## (2) 補償業務管理士の活用について

**要望事項**

補償コンサルタント業務の発注にあたっては、補償コンサルタント登録規定の活用とともに、当該発注業務に見合う補償業務管理士のより一層の積極的な活用をお願いいたします。

**回　答**

補償業務の発注にあたっては、入札参加資格者名簿において委託可能な補償業務の判断の一つとして、補償業務管理士の在籍の有無は当該業務経験年数７年以上とともに重要な要因として運用しております。

貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めていただきますようお願いします。



## (3) 補償業務若年担当者（担い手）の確保と育成に対する提案

**要望事項**

昨今の補償コンサルタントを取り巻く環境は、技術者の高齢化や新卒採用の減少による著しい技術者（担い手）不足が生じており、若手技術者の育成が急務な状況です。

島根県の用地調査等業務共通仕様書では業務の技術者要件として、建築士、測量士、補償業務管理士等の資格保有が条件となる「主任技術者」及び「業務従事者」の記述しかありません。資格を取得に至らない若手技術者を「担当技術者」として登録することは、モチベーションアップにつながり、企業の技術者育成による担い手確保の一助になると考えます。

「主任技術者」（有資格者）等の指導のもと従事する若手技術者が「担当技術者」として登録できるよう、共通仕様書への「担当技術者」の追記をお願いいたします。

**回　答**

技術者の高齢化や新規採用希望者の減少による担い手不足は、土木関係業界においても課題

であり、技術者の人材育成は急務となっています。
人材育成のためには、若手技術者のモチベーションアップも必要であり、ご提案のあった「担当技術者」の登録は担い手確保の一助となると考えられます。
このことから、共通仕様書への追記については、工事の仕様書と同様となるよう検討を行います。

## 2．業務委託に関すること

### (1) 工損調査（事後算定）基準の統一化について

**要望事項**

工損調査における費用負担額算定において、修復基準及び算定方法の統一化を要望します。
具体的な提案としては、島根県における統一基準の策定や「補償コン広島県部会作成修復基準」の有効活用です。島根県発注業務において補償額算定の統一化を図ることで、作業効率の改善にもつながると考えます。

**回　答**

県の工損調査の修復基準や算定方法については国の基準を参考にして作成しています。
したがって、基準の統一化については、今後の国の動向を注視しつつ改定していきたいと考えています。
なお、現在の基準では算定等が難しい場合は監督職員と協議を行うようお願いします。

### (2) 現場条件に見合った「特記仕様書」作成のお願い

**要望事項**

島根県より発注される用地調査業務には「設計・測量・調査等業務特記仕様書」が添付されています。特記仕様書は「用地調査等業務共通仕様書」を優先するものですが、ほぼ全ての業務で同じものが添付され、現場条件等と整合しないケースも散見されます。現場毎の条件に見合った特記仕様書の作成をお願いします。
また、令和元年度の要望により「作業計画の策定」費用を計上していただきました。添付されている「設計・測量・調査等業務特記仕様書」には、「用地調査等業務共通仕様書」に示される作業計画に対する記述がありません。特記仕様書作成の際には、「用地調査等業務共通仕様書」との整合への留意もお願いします。

**回　答**

特記仕様書の作成にあたっては、監督職員が条文等の適正な加除を行った上で設計図書とすることとしており、現場条件等と整合するよう周知します。

なお、特記仕様書は、共通仕様書に優先する事項を記載するものとしています。

そのため、特記仕様書に記載のない事項については、共通仕様書でご確認ください。



## 3．業務費積算基準に関すること

### (1) 地盤変動影響調査（工作物調査）の業務発注時における数量計上のお願い

**要望事項**

令和４年度地盤変動影響調査の歩掛改定により、建物とは別に工作物（外構）調査の数量も別途計上していただいています。しかし島根県の業務発注時においては、依然として工作物調査の数量が計上されず、打合せ等による作業実施確認後、変更契約により計上していただくことが通常となっています。工作物の調査は建物に付随するものであり、業務発注時からの計上をお願いします。

**回　答**

工作物についても、業務発注時に箇所数を計上した上で発注するように、職員に周知します。

### (2) 物件調査歩掛見直しのお願い

**要望事項**

物件調査算定の歩掛見直しについては、以前の意見交換で「島根県からも国へ働きかけを行う」との回答をいただきましたが見直しに至っていません。なお近年では事業施行地外の物件

については譲渡所得等に係る収用の特例（5,000万円控除等）の適用は受けないことから、それに係る補償金算定の仕分けを求められるケースもあり作業量は更に増えています。増加する手間に対する費用計上を含めた更なる歩掛見直しの働きかけをお願いします。

**回　答**

県では、国の歩掛を参考としていますので、国の改定が早期になされるよう、担当課に働きかけを行います。譲渡所得に係る収用の特例（5,000万円控除等）に該当する、事業地か否かの仕分けについては、基本、算定書のみの仕分けとしています。なお、作業量が増加した場合の費用計上については、今後、国の動向を注視していきます。

## (3) 地盤変動影響調査（事後調査）の業務発注数量の確認のお願い

**要望事項**

業務発注の際、事前調査で行ったもの全てを対象に発注され、後の意向確認で調査辞退により業務費が減額となることがあります。所有者の意向を確認してから業務発注をしていただきたくお願いします。

**回　答**

建物所有者等の意向を確認した上で発注するように、職員に再度周知します。



# 広島県と広島県部会との補償業務に関する意見交換会
（令和６年11月５日実施）

## １．広島県部会会員の活用について

広島県内の補償コンサルタント協会の会員（以下「広島県部会会員」という）は、日頃より協会が定める倫理要綱を遵守して職務を遂行し、公共事業の施行に伴う補償に関する様々な業務（建物などの現地調査、移転計画の立案、補償額の算定など）に期待される高品質の業務提供に取り組んでおります。

しかしながら、公共事業に係る発注量の減少や受注競争の激化等により補償コンサルタント業界の経営環境は確実に悪化しております。

また、広島県部会会員の人材確保・育成は、公共事業の円滑な遂行にとって不可欠であることをご理解いただき、今後とも広島県部会会員の一層の活用をよろしくお願いいたします。

このような実情を踏まえ中国支部とともに、次のことについて要望いたします。



### （1）補償業務の発注について

**要望事項**

補償業務の発注につきましては、登録部門や地域の実情に応じた「指名競争入札」が適当であると従来どおり重ねてご回答をいただきありがとうございます。

このことにつきましては、引き続きよろしくお願いいたします。

なお、補償業務委託者の選定につきましては、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門を有し、かつ、資格者が適正に従事できるよう資質の向上を目的とした研修会等を開催し、専門知識・技術の習得、向上に努めております広島県部会会員を優先した発注としていただくよう重ねてお願いいたします。

**回　答**

補償業務の発注については、従前より、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に基づき、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとしています。

今後も引き続き、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門、過去の実績、技術者の状況、手持ち業務の状況及び地理的条件等を十分に勘案して、公正かつ厳正に発注を行っていきます。

## (2) 仕様書の業務内訳表（設計図書）について

**要望事項**

主に事業課発注の工損調査業務において「共用情報システム利用料」を計上されている場合がありますが、用地調査等業務におきましてはその必要性はないので計上されなくてよいと考えます。重ねて各発注事業課への周知等をお願いいたします。

**回　答**

ご指摘のように、用地調査等業務におきましては「工事中情報共有システム」は利用しておりませんので、計上しないよう本庁技術企画課と周知徹底していきます。

## (3) 費用負担説明業務について



**要望事項**

公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって『事業損失』における建物等に与える不利益、損失又は損害について被補償者の権利意識の高揚や価値観の多様化など、公共事業を取り巻く環境は日々変化しつつあります。

用地交渉などの業務拡大に対応でき得るため技術力や資質の維持向上を図ることを目的に補償コンサルタントＣＰＤ制度を平成28年４月より運用しております。公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって「費用負担の説明」業務は重要であるとご理解いただき、特に、事後調査算定業務においては「費用負担の説明」業務の計上を重ねてお願いいたします。

また、事後調査の結果、因果関係の検討を依頼されることがあります。工事内容、状況等も分からないため依頼されるには無理があると思います。歩掛もありません。各発注事業課へも併せて周知等をお願いいたします。

**回　答**

費用負担説明業務については、本県の場合、補償説明業務と同様に、説明責任の明確化の観点等から原則として職員が行うこととし、非木造建物等の補償を含む複雑かつ専門的な補償案件に関する説明について専門的知識を備えた者が直接行うことを権利者から要求され、かつ、それに応じることが妥当と認められる場合等の真に必要な場合に限り、委託することができるものとしています。

しかしながら、今後の用地補償業務の改善検討の中で、費用負担説明業務の委託についても検討していくことを考えています。

因果関係の検討については、発注者において適切に対応するよう事業課に周知徹底していきます。

## (4) 一般補償など業務発注について

**要望事項**

一般補償業務において、「移転工法案の検討」について「残地移転要件の該当性の検討」で複数工法の算定（概算を含む）を行い比較検討も依頼されることがあります。「移転工法案の作成」として発注をお願いいたします。

また、「再算定業務」を職員で行うにあたり、見積り再徴収・年利率変更・起業線の変更等による積算・図面の修正をお願いされることがあります。「再算定業務」として、できれば随意契約として発注をお願いいたします。

**回　答**

「移転工法案の検討」については、用地調査等業務共通仕様書に記載してあるように、大規模工場等（工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの）の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、計上することとしており、住家等の移転工法案を作成については、「残地移転要件の該当性の検討」で発注することとなっております。

また、「再算定業務」については、適切に対応するよう指導します。

### (5) 精度監理業務など支援業務の発注について

**要望事項**

過年度には広島県から「精度監理業務」が発注され、平成30年７月豪雨災害に関する災害関連事業に伴う業務発注もいただきました。

広島県部会として今後も対応できるよう努めていく所存でございますので、更なる業務発注をお願いいたします。

**回　答**

精度監理業務など支援業務の発注については過去の実施結果を踏まえ、今後、活用方法等について検討していくことを考えています。

## 2．補償コンサルタント業務に従事する人材確保、育成等に係る対応について

**広島県部会では、品確法の基本理念の一つである「持続可能な担い手の確保・育成」が業者責務であり、更に、発注者からの様々な業務に対し会員が的確に応えられるため研修会及び講習会を開催し、各会員においても常日頃から専門知識・技術力の習得、向上のための研鑽を行い、現在及び将来にわたる補償業務における品質の確保に資するよう努めております。**

**前記１．のとおり補償業務の発注量減少もあって、補償コンサルタントでの補償業務に携わる者の不足、特に若年層の不足感は増しており、継続的な技術者の育成と人材の確保が喫緊の課題となっております。**

**補償は人が相手であることから、円滑な公共用地取得にとって補償業務に従事する者の不足に対する改善は、官民挙げて取り組むべき課題と考えており、今後につながる持続可能な担い手を育成するためにも広島県における「継続的な業務量の確保」及び「業務領域の拡大」をしていただきたくお願いいたします。**

**このような実情を踏まえ中国支部とともに、次のことについて要望いたします。**

### (1) 補償コンサルタント業務に従事する人材確保について

**要望事項**

用地補償業務は前述のとおり「人が相手」であることから生産性が極めて厳しいものと考えられています。

また、人材確保と育成にとって適切な給与水準の確保や働き方改革にある長時間労働の是正・業務の効率化、更に女性も活躍できる職場環境の構築も必要となります。

そのためには、経営環境の改善と中長期的な担い手の確保が必要となることから、安定した社会資本整備の実施と継続的な業務量の確保が不可欠となりますので、公共事業予算の確保など引き続きよろしくお願いいたします。



**回　答**

用地補償業務においては、補償コンサルタント業務に従事される方々の重要性が非常に大きいため、今後も引き続き、公共事業予算の継続的な確保について努めていきたいと考えています。

## (2) 人材育成等の対応について

**要望事項**

広島県では「用地補償業務」に従事される職員などに必要となる技術の承継を目的とした研修を本庁又は各職場での実施により幅広く視野を持った用地職員（専門家）としての育成に努められております。

広島県部会会員でも、これからの補償業務を支える若い「補償業務」に携われる者の確保は喫緊の課題となっております。

若く「補償業務」に携われる者を確保できた場合は、その者の育成を図ることとともに、既に従事している者を優秀な人材として育成することが会社を技術集団とするために必要であると認識し、広島県部会では実務研修を実施し、各会社での職域でも研修を開催しております。

用地職員を含む「補償業務」に携わる者を育成するということは、同じ業務を通して広島県にとっても広島県部会会員にとっても共通した課題であると理解しております。

このことから実務研修やそれ以外にも実務者レベルでの広島県（土木建築局用地課）との情報交換などが実施できれば、共通した課題の検証とその対応等について一定の方向性を共有することができ、更なる高品質な成果の提供につなげられるとご理解いただき、一昨年、昨年と同様、研修講師等も含め実務研修会等への参加と情報交換の機会を設けていただくようお願いいたします。

**回　答**

用地補償業務における人材育成については、本県においても喫緊の課題であるため、各種研修を通して職員の資質向上に努めているところです。

したがって、貴部会の実務研修につきましても、可能であれば参加させていただきたいと考えています。

また、貴部会との実務者レベルでの情報交換についても、共通の課題が生じた場合などに適宜行いたいと考えています。



## 3．用地調査業務に係る対応等について

### (1) 移転建物等に関する石綿含有建材について

**要望事項**

移転建物等に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査算定について「石綿調査算定要領の解説」を制定され、「石綿調査算定要領」が改正されました。

改正に伴い「石綿使用の可能性あり、又は不明」と判定した場合、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し対象石綿の有無を特定するものとされております。「分析調査は別途見積り等を徴収して対応」となっており、実務にあたり、分析調査は見積り費用等実費のみの計上となっておりますが、採集場所の確認・資料の作成・所有者承諾書徴収・県との打合せ等、実際の業務量と大きな乖離が発生しております。

中間打合せの追加や直接工事費への計上等の対応をお願いいたします。

**回　答**

分析調査については、分析調査に係る実費だけでなく、分析調査費に関する専門機関からの見積徴取業務についても、必要な費用を計上できることとなっておりますので、周知徹底していきます。

（一社）日本補償コンサルタント協会会員

株式会社 進栄コンサルタント

呉 本 社　〒737-0051　呉市中央３丁目５番6 －６０１号
TEL（0823）21－3321　FAX（0823）23－3546
広島支店　〒730-0802　広島市中区本川町1 丁目1 番2 5 号
旭・進栄ビル4 階
TEL（082）208－5888　FAX（082）208－5899
東広島支店　TEL（0823）82－0231　FAX（0823）82－8258

# 山口県と山口県部会との補償業務に関する意見交換会
## （令和７年３月書面により実施）

## １．指名発注等、業者選定、契約等について

**要望事項**

今後も山口県内業者による指名競争入札の継続的な実施と併せて指名業者の選定にあたり補償コンサルタント登録部門を有する山口県部会会員を全県的に委託業務費にかかわらず一層の活用をお願いいたします。

**回　答**

補償コンサルタント業務については、県内コンサルタントへの発注を原則としており、業務内容の特殊性等の理由により県外コンサルタントへの発注を行う際は、本庁部長の承認を要することとしています。

また、指名競争入札参加者の選定に関しては、山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定基準を定めており、特殊業務における業者選定にあたっては、国の補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門を参考としているところです。

## ２．補償業務等について

### （1）数量変更について

**要望事項**

補償業務内容の複雑化また当初設計数量の変更等に伴い、発注者との中間打合せ回数の契約当初の回数より増えるケースがあります。打合せ回数に応じた設計変更を協議いただきますようお願いいたします。

**回　答**

業務の発注にあたっては、業務内容の十分な精査等を行うとともに、円滑な業務の実施が可能な状況での発注を行うよう、引き続き出先発注機関に周知することとします。

## (2) 事前調査について

**要望事項**

事前調査業務発注時において「工作物の調査」の規模・数量が見込まれていないケースが多く見受けられます。

以前「工作物調査不要と理解でよいか」という質問に対して「現地踏査の結果、工作物の存在が確認され、調査が必要と認められる場合は調査を追加する」との回答がありました。建物敷地内の工作物（門、ブロック塀、駐車場土間、土留めブロックなど）が明らかにないケースはほぼなく、ブロック塀一面でも調査は発生します。当初設計に計上されてない場合、追加変更の業務費が30％を超えるケースもありますので当初設計に「工作物の調査」の数量を計上の上、変更契約可能な状態で業務発注いただきますようお願いいたします。

**回　答**

業務委託の発注前と後で内容が変わらないよう、事前に調査、確認を再度徹底し、業務期間の相違がないように出先発注機関へ周知します。なお、業務期間の変更につきましては、業務委託契約書第21条（受注者の請求による委託期間の延長）のとおり、受注者の責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、理由を明示した書面により発注者へ請求することができます。

## (3) 補償説明業務の発注について

**要望事項**

発注者側の成果品の精査及び精査を受けての受注者側の修正等、時間を要することが多々あります。成果物の品質確保及び向上を図るため、無理のない適正工期の設定と一定の時期に集中しないような納期の平準化をお願いいたします。

**回　答**

本県では令和５年度より成果品提出時の手戻りが生じないように全筆買収以外の業務において、現地調査・移転工法案作成後に移転工法検討協議を行っています。しかし、今年度一部の受注者において、地権者への聞き取り調査不足や移転工法案検討協議の遅延等による大きな修正を依頼した案件もあり、出先機関には業務の進行管理の徹底を指示したところです。

また、今年度から用地調査等業務共通仕様書において、建物補償等の成果品の仮提出について、精査期間を踏まえ業務終了期間の１ヶ月前と定め、発注者・受注者双方が十分な成果品の品質確保に寄与できるよう改定しました。

なお、業務の発注にあたっては、業務内容の十分な精査及び適正な業務期間の設定等を行い、円滑な業務の実施が可能な状況での発注を行うよう、引き続き出先発注機関に周知することとします。

# 中国地方整備局 と 中国支部 との意見交換会
## （令和６年12月６日実施）

# 要　　望　　書

補償コンサルタント業の育成強化につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部は、本部・支部・各県部会と連携し、公共事業推進の一翼を担う補償コンサルタントの中心的存在として、起業者のご要望に応えるべく会員の資質の向上、綱紀の保持、的確・公正な成果物の確保、執行体制の整備等に努めてきたところでございます。

しかし、中国地方における新規事業の減少などにより、我々補償コンサルタント業界の環境は厳しい状況が続いており、計画的な職員の採用や担い手育成にも支障が出ています。

今後においても協会の責務の重大性を認識し、起業者の期待に応えられる補償業務の担い手として、より一層の研鑽と努力を重ねてまいる所存でございます。業界の健全な発展と育成に期する観点から、次の事項につきまして特段のご配慮、ご指導を賜りたく、当支部会員一同より、ここにご要望いたします。

令和６年12月６日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

中国支部長　**岸　本　　浩**



# 1．技術者の育成と専門知識の向上について

**補償コンサルタント業界の経営環境を改善し、継続的な技術者の育成と人材の確保が、業界全体の課題となっています。**

**円滑な公共用地取得のためには、技術者の育成と最新の専門情報の提供が重要となりますので問題解決のため、以下の項目について要望いたします。**

## （1）補償コンサルタントの業務量の拡大

**要望事項**

人材の確保・育成と処遇改善には諸物価の高騰や技術者単価の引き上げ等を踏まえた必要な業務量の確保による経営の安定が最も重要な要素であり、これは、官民挙げて取り組むべき課題です。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対応も踏まえ、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策の着実な推進と更なる拡充をはじめ、安定的な公共事業予算の確保・増額による補償コンサルタントの業務量の拡大をお願いします。

**回　答**

令和６年度の中国地方整備局当初予算の概要でございますが、総事業費は5,157億円（前年度比1.02倍）となっており、河川関係では、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に

対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」をより一層推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速します。令和６年度からは、江の川上流において、特定都市河川の指定を踏まえた流域治水整備事業に新規着手します。また、太田川水系では、樽床ダム等において事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、更なる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダムの整備について検討を進めてまいります。

また、道路関係では、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえた、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築や円滑な人流・物流を支えるネットワークの構築を推進するため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組むこととしております。

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めてまいります。

## (2) 協会主催の研修、講習会等への講師の派遣

**要望事項**

当協会が行っている研修、講習会等の実施に当たっては中国地方整備局用地部及び中国地区用地対策連絡会（以下「用対連」という。）をはじめとする関係機関の職員の皆様を講師として派遣いただき、大変感謝しているところです。今後とも、起業者の期待に応えるべく、会員の専門的知識・技術力の向上を図り、人材育成のための研修や講習等を積極的に実施する予定ですので、引き続きよろしくご指導ご協力をお願いします。



**回　答**

貴協会におかれましては、研修会等を積極的に開催され、時代の要請に即した人材育成に取り組まれ、日々研鑽を積まれていることは十分認識しております。研修会等への講師派遣等につきましては、引き続き可能な限り協力させていただきたいと考えております。

また、私どもが主催する研修会・講演会等で参加可能なものがあれば、貴協会に情報提供させていただきます。

## (3) 情報の提供と関係機関への周知

**要望事項**

実務と密接に関係する基準改正、事務取扱規程及び各種要領等の改正、あるいは補償金算定標準書の発行に際しての説明会の実施など、タイムリーな情報提供につきましては、成果物の

品質向上に大きく寄与しますので、引き続きご指導・ご協力をお願いします。
さらに、用対連加盟の各起業者（発注者）など関係機関等へ情報の周知徹底をお願いします。

**回　答**



公共事業に係る用地補償につきましては、公共事業の種類や実施する起業者の別に関わらず、常に適正かつ公平を保ったものでなければなりません。今後とも、基準等の改正があった場合には、説明会等を開催させていただきます。
また、中国地区用対連におきましては、補償基準や補償算定等の統一的な運用が図られるよう、情報の提供を行うとともに、各種研修等を実施し、情報の共有化を行っているところです。

## 2．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

**公共事業の円滑な推進のためには、適正な補償と計画的な公共用地取得が必要不可欠となります。当業界へ新たな担い手を採用し、職場環境を改善していくためには発注者側のご理解と技術者の更なる評価が重要となり、ひいては成果物の品質確保に繋がることと考えます。**
**働き方改革への取り組みなど業務環境の整備が、当業界の喫緊の課題となっています。**
**成果物の品質確保とその向上を図るため、以下の項目について要望いたします。**

### （1）適正工期の設定、納期の平準化等

**要望事項**

一部の業務に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くとともに、長時間労働など業務環境の悪化を招いています。
これらの課題解決のため、的確な事業の工程管理並びに国債・翌債の活用により、適正工期の設定と納期の平準化をお願いします。
また、コロナ禍において定着した業務環境（Web会議など）については、業務の合理化につながるものであり、今後も継続をお願いします。

**回　答**

用地関係業務の履行期間は、用地調査等業務費積算基準等において、履行期間の算定方法が定められており、従事する技術者の必要内外業日数、不稼働日（土曜・日曜の休日、祝日、その他の特殊条件等）、発注する業務の内容等を考慮の上、適正な工期の設定を行うこととして

おり、また、必要に応じて国債及び翌債も活用し、平準化に努めているところです。

また、納期については可能な範囲において、一定の時期に集中することのないよう、早期に着手できるものについては、納期を工夫するなどの取り組みを行っております。

現在、政府全体の取り組みとして「働き方改革」を推進し、建設分野についても、週休二日の定着に向けた取り組みなどを行っているところであり、補償コンサルタント業についても、これらの動きを注視していきます。

また、コロナ禍において定着した業務環境（Web会議など）については、業務効率化に資するものと認識しており、引き続き継続していくとともに、ワーク・ライフ・バランスをどのように業務に盛り込んでいくのかなど、業界の課題等について貴協会と一緒に考えて参りたいと思います。

## (2) 起業者による地元説明について

**要望事項**

業務の履行については地元地権者の合意と協力が不可欠であり、かねてより事業の説明や地元調整を要望して参りましたが、近年改善されてきており感謝しております。しかしながら未だ十分な説明がなされておらず、業務契約後においてもなお地元に入れないという事態もあります。

引き続き起業者による事前の地元説明をお願いするとともに、業務着手ができない可能性がある場合は、入札の際に現場説明書等への記載を徹底することと、このことによる工期への影響が生じる場合は、工期の変更等をお願いします。

**回　答**

現場への立ち入りなどの作業条件につきましては、現場説明追加事項に記載するよう管内事務所に対し適切な手続きを促しているところでありますが、今後も引き続き、管内事務所へ周知・徹底してまいります。

なお、適切な工期設定につきましては、要望書２．（１）「適正工期、納期の平準化等」での回答のとおりであり、引き続き、適切な工期設定に努めてまいります。

## (3) 発注歩掛の継続的見直し

**要望事項**

発注歩掛については、国土交通省において用地調査等の業務ごとに所要時間の実態を調査し、順次業務歩掛の改訂が行われているところです。

今後とも継続的な業務歩掛の改訂をお願いします。



**回　答**

用地関係業務の歩掛調査につきましては、所要作業時間等調査及びヒアリングにご協力を賜りありがとうございます。今後、土地評価の業務歩掛の改訂を予定しております。

平成25年度から始まりました歩掛調査も一巡しておりますが、本年度も、実態に即した発注歩掛とすべく調査を継続していく予定です。調査結果を踏まえた既存の歩掛の検証や、場合によっては、新たな歩掛の制定等の検討を実施し、必要に応じて業務歩掛の改訂を進めてまいります。

つきましては、既存及び新設の歩掛検証を適正に実施するためには、正確な調査が極めて重要になりますので、貴協会におかれましては、引き続きご協力を宜しくお願い申し上げます。

## (4) 技術者単価等の引き上げ

**要望事項**

これまでの公共事業の減少や受注競争の激化で弱体化した企業体質から脱却し、経営環境の一層の改善を図る必要があります。また、令和４年度から「賃上げを実施する企業に対する加点措置」が実施されていることも踏まえ、技術者の賃金水準の向上のために、平成25年度以降改善されつつあります技術者単価の更なる引き上げをお願いします。

**回　答**

技術者単価につきましては、毎年、国土交通省大臣官房技術調査課が公表している設計業務等委託技術者単価を使用しております。

同単価は、設計業務等技術者給与実態調査に基づき決定され、平成26年度から毎年増額しております。



## (5) 低入札価格調査基準の引き上げ

**要望事項**

令和６年４月より、業務の更なる品質確保等に繋げるため、低入札価格調査　基準の算定に使用する一般管理費等の算入率及び範囲が引き上げられたことに関して大変感謝しております。

今後も、低入札価格調査基準の設定範囲等において、工事と業務で大きな開きがある状況を踏まえ、企業経費実態等の継続的な調査・検証を行い、設定範囲及び一般管理費等の算入率について実態に応じた引き上げをお願いします。

**回　答**

令和６年４月より、低入札価格調査基準の算定に使用する一般管理費等の算入率及び範囲を引き上げました。

今後も企画部技術管理課と緊密に連携し、実態に応じた調査・対応を行って参りたいと考えております。

引き続きご協力を宜しくお願い申し上げます。

## (6) 受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

**要望事項**

業務指示等協議内容は全て文書にまとめ、双方で内容の確認をすることが必要と考えます。また当初業務にはない追加で指示された業務については精算の対象としていただくようお願いします。例えば当初業務に計上されていない移転工法の追加検討、補償方針の変更に伴う再算定、再算定業務における過年度成果の点検業務など追加が生じた場合は、業務費に追加して精算されますようお願いします。

**回　答**

中国地方整備局における用地関係業務につきましては、監督職員が受注者に対して行う業務の遂行上必要となる事項の指示及び指示事項等に疑義が生じた場合の協議等は、双方で内容の確認ができるよう、共通仕様書等において、原則、書面により行うこととされているところです。

ご要望の主旨につきましては、管内事務所に対し適切な手続きを促してまいります。

## (7) 実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

**要望事項**

中国地方整備局の事務所におかれましては、「管内〇〇業務」等の名称で、一括概数発注的な手法での発注されることがありますが、その場合、その対象数量を合計の上、業務費を計上しても、実際の作業実施にあたっては、業務実施箇所が離れている場合は、当初の業務積算とは乖離した現場管理となることから、ロスが発生し、結果として実際の業務経費が増大しています。

業務の積算については、現場の実態に見合った算定となるよう何らかの対応策・改善策のご検討をお願いします。

**回　答**

「管内〇〇業務」等の発注ロットにつきましては、各事務所において事業計画等に基づき、計画的・効率的な業務発注に努めているところですが、より適切な業務発注となるよう、引き続き指導してまいります。

## (8) 用地調査業務における伐採費について

**要望事項**

用地調査等業務においては、土地境界立会、土地境界測量の作業項目には現在、伐採費用は積算計上されておりません。しかしながら、現状は山林や元農地などほとんど管理がなされていない土地が多く、草木が繁茂し土地境界の形状が非常に分かりづらく、作業に先立ち伐採を行うことが必須となる場合も多くあります。

中山間地などでは地権者の高齢化とともに、山林や元農地は非常に荒廃している現状をご理解いただき、路線測量と同様に伐採費用を業務費に計上いただきますようお願いします。

**回　答**

ご要望の主旨につきましては、今年度の「令和７年度版　測量・地質・設計業務等共通仕様書（案）及び設計業務等標準積算基準書」の改定に係る意見（要望事項）として、企画部技術管理課が集約したものに含め、国土交通省大臣官房技術調査課に提出したところです。

今後の動向を注視するとともに、引き続き機会を捉えて、担当部局に伝えてまいりたいと考えております。

## (9) 用地業務の合理化・迅速化等に係る対応

**要望事項**

現在、各種の調査算定方法の見直しをはじめ、リモート境界立会など用地業務の合理化・迅速化に向けた検討や試行が進められているものと承知しております。

これらに係る業務仕様書の改訂等の検討が進められるに際しては、所要機材の調達費用や業務量の的確な歩掛への反映など当協会の会員の多くが中小・零細企業である実状を斟酌いただくとともに、適時の情報の提供をお願いします。

また、電子納品、その他ＩＣＴを活用した調査等を進められるにあたっては、業務内容に応じた業務仕様の改訂等をお願いするとともに、適時の情報の提供もお願いします。

**回　答**

用地関係ＤＸに関しましては、本省公共用地室を中心に全国台において、昨年度までの建物の調査算定の方法の見直しに続き、現在、立竹木の調査算定方法の見直しや、リモート境界立会など用地業務の合理化・迅速化に向けた取り組みを進めております。

なお、ご要望の業務仕様書の改訂の検討につきましても、実状に応じて、業務量の的確な歩掛への反映等を進めていくよう要望してまいります。

また、中国地整における用地関係ＤＸに関しましては、用地境界立会のＤＸ化等の導入を検討しているところであり、今後も用地分野へのＤＸ推進を検討していく予定です。

## (10) 権利者の確認調査の発注について

**要望事項**

中国地方整備局管内ではこれまで権利者の確認調査があまり発注されていませんので、補償コンサルタントは知識があっても経験が積めません。

能登半島での当協会の災害協定の対応状況からみても権利調査はその前提をなすものであることから、土地調査部門の発注の際には権利者の確認調査を併せて発注いただきますようお願いします。

**回　答**

将来的な課題として、経験豊富な用地職員が減少していくこと等が懸念され、今後、用地取得業務の迅速化・効率化を図るためには、民間活力の活用が効果的であると考えているところであり、権利者確認調査を含め、管内事務所に対して、積極的なアウトソーシングの活用を促

しているところです。

ただし、予算の制約等の課題もあると聞いているところであり、新規事業箇所を中心に権利者確認調査のアウトソーシングを検討するよう、引き続き機会を捉えて、管内事務所に促してまいります。

## （11）用地補償総合技術業務の発注について

**要望事項**

昨年度、用地調査等業務（補償説明）と用地補償総合技術業務の業務内容が整理され、それぞれの仕様書も変更されたところです。

この変更により、今後、用地補償総合技術業務の発注の増加が見込まれるところ、まだまだ発注件数が増えていませんので、発注を増やしていただくと共に、多くの補償コンサルタント業者が参加できるよう、参加要件等の緩和をお願いします。

**回　答**

要望書２．（10）の回答でも述べましたが、用地補償総合技術業務をはじめとし、用地調査点検等技術業務、補償説明業務などのメニューにつきましても、管内事務所に対してアウトソーシングの積極的な活用を促しているところです。

また、用地補償総合技術業務の入札参加資格に関する事項等は、「発注者支援業務等（用地補償総合技術業務）入札実施要項」に定められており、こちらのご要望につきましては、今後も本省公共用地室及び企画部技術管理課と緊密に連携し、適切に対応して参りたいと考えております。

## （12）用地調査等業務発注者間における情報交換について

**要望事項**

中国地方整備局管内の用地調査等業務発注者（各県などの起業者）は、中国地方整備局が参考通知している「用地調査等業務共通仕様書」及び「用地調査等業務積算基準（案）」を参考に発注事務を進めていると思われます。

ところが同様な上記仕様書等を使用しているにも拘わらず、その運用が区々であるようです。

よって、発注者間における情報交換会を行い、運用を統一してはいかがでしょうか。

**回　答**

用地調査等業務の発注仕様となる「用地調査等業務共通仕様書」及び「用地調査等業務積算基準（案）」は、中央用地対策連絡協議会から各地区の用地対策連絡協議会へ送付され、これらを用対連会員に対して参考送付しているところです。

仕様書等の運用につきましては、年度当初に改正点を中心として、希望する地方公共団体の職員も聴講できる形で説明会を実施しているほか、今秋には中国地区用対連に係る県支部等担当者会議において意見交換を実施したところです。

引き続き、説明会の実施や意見交換会の開催などの情報発信に努めてまいります。

## 3．協会会員の一層の活用について

**当協会は、本部、支部、各県部会で組織の連携を強化し、研修の拡充、情報の伝達等体制整備の充実により、更なる会員の資質向上を図っております。**

**期待される成果物作りに研鑽している当協会員の一層の活用をお願いいたします。**

**要望事項**

当協会は、「倫理綱領」を定め、機会があるごとに、資質の向上と品位の保持、公正の維持、守秘義務等について会員に周知しています。

具体的には、本部、支部及び都府県部会が地域の要請に応じて種々の研修を実施し、発注者の信頼と期待に応えるように補償業務に関する知識・技能の研鑽に努めています。

また、中国地区用地対策連絡会等のご支援をいただきながら各種の補償実務研修などを実施するとともに、補償基準関係規程等の改正時には会員に最新の補償関係情報を提供しています。

平成28年度からは補償コンサルタントＣＰＤ制度を導入し、技術力と資質の維持・向上を図っています。

さらに、平成30年度からは、中国地区土地政策推進連携協議会における協力団体の一員として、中国地方整備局等の行政機関等と連携をとりながら、市町村に対する支援を進めているところであり、引き続き協議会の活動に積極的に対応する所存です。

今後とも、当協会及び会員を一層活用いただきますよう、よろしくお願いします。

**回　答**

昨今の情勢としましては、国及び地方自治体において用地職員が減少傾向となっている一方で、災害関連事業、所有者不明土地等により業務量が増大しております。

そのような中、補償コンサルタントへのアウトソーシング活用の必要性が、より一層高まっていることから、貴協会で実施されている研修等の取組や、情報共有による補償コンサルタント全体のスキル向上につきましても、引き続き宜しくお願いいたします。

また、中国地区土地政策推進連携協議会において、貴協会に参画いただいており、厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては引き続きご協力をお願いします。

次世代につなぐ架け橋　デザインがヒトを豊かにする

# 株式会社 栗　林　設　計

CREATIVE ARCHITECTS 一級建築士事務所

代表取締役　増野　広道

【本社】
山口県山口市下小鯖 2192 番の 10
ＴＥＬ　０８３－９４１－３２００
ＦＡＸ　０８３－９４１－３２０５
ＵＲＬ：https://kuribayashi-sekkei.com/
【拠点事務所・営業所】
広島・岡山・島根・鳥取・福岡　/　山口県内　防府市・周南市・下松市・下関市



# 名を知ってなお深まる郷土への想いと、かたちづくられる「美」

株式会社大地企画　技術部
**大久保　　慶**

みなさん、こんにちは。

今回の随想のコーナーでは、筆者の地元、鳥取県についてご紹介したいと思います。筆者の主観も多く含みますが、少しでも楽しくお読みいただけると幸いです。（もう、ある意味で有名かもしれないのでさらっと言いますが、本県の人口は47都道府県中で最少の約54万人です！）



中国地方５県と周辺の地図
（地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）の地図を弊社で着色加工）

唐突ですが、「これなんて読むの？」という地名は本当にたくさんありますよね。かくいう、筆者が住む「鳥取」も、離れた場所にお住まいの方からみれば、そうなのかもしれません。小学校の低学年で習う簡単な２字ではあるものの、その独特な読み方のせいか、たまに「取鳥」と逆さまに間違えてしまうこともあるとか、ないとか……

ではここで念のため。「鳥取」で、「とっとり」です。

と、まあ地元民からすればもう当然すぎて気にも留めないようなことですが、ふと改めて考えてみるとなんとも珍しい地名にも思えてきます。



このように、現在は（控えめながらも）発展した鳥取市ですが、その昔、平野部は湿地帯だったようです。
また、山裾部や湖山池周辺などからは遺跡も発見されています。

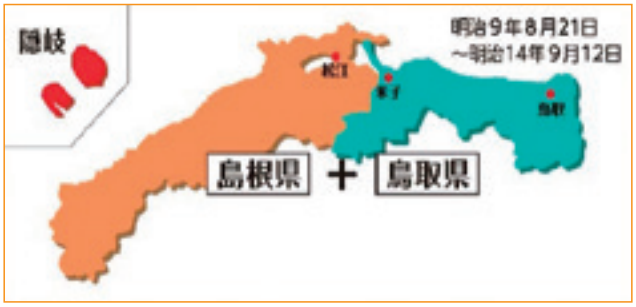
鳥取県東部に広がる鳥取平野（久松山山頂より）
©Tottori.Pref.



久松公園の桜越しに望む鳥取市街地
©Tottori.Pref.

ということで、今回は少しだけ、本県の名の由来について書いていきたいと思います。

**―鳥取（ととり）の名に歴史あり**




出典：歴史小冊子「鳥取県ができるまで」抜粋
鳥取県　輝く鳥取創造本部　とっとり暮らし推進局　協働参画課

まず、鳥取県がいつできたのかについてですが、これは明治政府の政策「廃藩置県」によって、明治４年（1871）７月14日、前身の鳥取藩に替わって誕生しました。

ただし、その後しばらくは各地で統廃合が行われ、明治９年からの約５年間、西隣の島根県に合併するかたちで鳥取県が廃止された時代もありました。が、鳥取県再置運動（＝島根県から分かれてもう一度鳥取県を作るための活動）が行われた結果、明治14年９月12日、鳥取県として分立、再び設置されることとなったのでした。（このことから、９月12日は「とっとり県民の日」となっています。）

さて、前述のとおり、廃藩置県では藩に替えて県が置かれましたが、筆者の疑問点は逆に「鳥取藩の命名の由来は何か」に置き換わってしまいました。次から、ようやく本題です。

時代は日本最初の歴史書「古事記」の頃にまでさかのぼります。「古事記」には、大和朝廷が諸国に鳥を捕らえさせ、これを税として納めるように命じていた旨の一節があるようです。

その昔、鳥取平野（鳥取県東部に流れる千代川の中下流域に広がる平野）は沼、沢が多い湿地帯で、そこには水辺に集まる鳥などを捕まえて暮らす狩猟民族が住んでいました。そして、大和に政権ができてからは、その人々が支配体系に組み込まれ、「鳥取部※（ととりべ）」（＝鳥を取る役目を与えられた人々）として従属するようになったのだとか。その人々が住んでいたことから、鳥取という地名が生まれたと考えられているようです。

※「部」（べ）とは、「〇〇の役割を与えられた人々」という意味で、前の文字がその役割を示すとされています。

これくらいの時間帯には、
昔の人々もきっと、
「もう取れんけえ、そろそろ帰ろうで」
とか、話していたのでしょうね。



夕焼けに染まる湖山池のほとり
©Tottori.Pref.



当時の人々の服装
（イメージ）

以前、もういつだったかも覚えていませんが、筆者と知人とで交わした会話があります。
「鳥取って、なんで鳥取っていうんだろうな？」
「昔、鳥でも取っとったんじゃない？」
「そのままだな！（笑）」

なんて、当時は冗談半分で話しましたが、調べてみれば意味合いはまさにそれ、本当にそのままでした！　が、残念なことに「とっとり」の元となった「ととり」という発音の詳細については、素人の筆者ではたどり着けませんでした。

これは筆者の空想でしかありませんが、古代からこの地方にいた人や鳥取部（ととりべ）に携わる人たちがより発音しやすいように音が落ちていったのか、はたまた訛り（なまり）のようなものだったのかもしれません。いやむしろ、時が経つにつれてだんだんと訛ってきた結果、現代では「鳥」を「とり」と発音しているのかも？　そんなことを考えていると、この地名が、古代の人たちからいまの私たちに受け継がれてきた一種の口伝のようなものにも感じられてきます。

なお、某ウェブサイトの記事によれば、鹿児島県や宮崎県には、「鳥取部（とっとりべ、ととりべ）」という苗字の方がいらっしゃるのだとか。古代の技能集団とも言える呼び名が、あるところでは地名となり、また別のところでは人の苗字になっているとは、なんとも奥が深いものです。

［出典］
・鳥取県公式ウェブサイト　県の紹介と観光　県の概要ページ（末尾にリンク先を掲載）
・歴史小冊子「鳥取県ができるまで」（R６．８　鳥取県輝く鳥取創造本部　とっとり暮らし推進局　協働参画課）

**―みんなで作り上げていく、多彩な「美」**

この春、鳥取県倉吉市に、待ちに待った「鳥取県立美術館」がオープンしました（2025年３月30日　開館）。

鳥取県立美術館は、実は３年前、アメリカポップアートの巨匠アンディ・ウォーホルの作品「ブリロの箱」５箱を収蔵すると発表し、世間を騒がす一大事となりました。なんと、約３億円もするとのことで、ネットニュースでも取り上げられていましたので、ご存じの方も多いかと思います。この「ブリロの箱」（写真：アート・オブ・ザ・リアル時代を超える美術―若冲からウォーホル、リヒターへ―　広報ポスター）は、ウォーホルのポップアートの傑作といわれていますので、是非ともたくさんの方に鑑賞していただきたいと思います。

県立の美術館としては全国的に見るとほぼ最後発となったようですが、いまだからこそ実現できる最新鋭の表現方法がありますから、企画展や様々なイベントでの



アート・オブ・ザ・リアル時代を超える美術
―若冲からウォーホル、リヒターへ―




鳥取県立美術館　外観



鳥取県立美術館内　ひろま２Ｆから

利用など、今後に向けても期待が高まります。

詳しくは、後掲のリンク先、鳥取県立美術館や鳥取県観光サイトをご覧いただければ幸いです。写真だけではわからない、実物を見て感じられることがたくさんありますので、是非、いつでも鳥取県にお越しください。美術館だけでなく、松葉ガニをはじめとした海の幸、山の幸、そしてなにより美しい自然を、存分に堪能していただきたいと思います。

［リンク］

・鳥取県立美術館　公式ウェブサイト
　https://tottori-moa.jp/

・とっとり旅　【公式】鳥取県観光･旅行情報サイト（公益社団法人 鳥取県観光連盟　ウェブサイト）
　https://www.tottori-guide.jp/

・食パラダイス鳥取県（鳥取県公式ウェブサイト　鳥取県商工労働部兼　農林水産部市場開拓局）
　https://www.pref.tottori.lg.jp/shoku-paradise/

・まんが王国とっとり（鳥取県公式ウェブサイト　鳥取県　輝く鳥取創造本部　観光交流局　まんが王国官房）
　https://www.pref.tottori.lg.jp/mangaoukoku/

・県の紹介と観光（鳥取県公式ウェブサイト　鳥取県庁）
　https://www.pref.tottori.lg.jp/1411.htm

・美術館　概要（鳥取県公式ウェブサイト　鳥取県　地域社会振興部　美術館）
　https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=580983&pfromid=8

# 中国支部島根県部会創立40周年記念式典を終えて

島建コンサルタント株式会社
**多久和　　豊**

## 1．はじめに

日本補償コンサルタント協会中国支部島根県部会は今年度、創立40周年を迎えます。令和７年５月12日には松江市において、中国支部の岸本支部長と大橋事務局長を来賓としてお招きし記念式典（祝賀会）を開催致しました。

## 2．島根県部会　創立から40年の歴史

今から40年前の1985年（昭和60年）８月22日、下記４名の有志が発起人となり、㈳中国建設弘済会島根支部、復建調査設計㈱松江事務所、㈱石谷総合補償コンサルタント松江支店、西日本建設コンサルタント㈱島根支社、中電技術コンサルタント㈱松江出張所、㈱エイトコンサルタント松江支社を含めた全10社により、島根県部会の前身である日本補償コンサルタント協会島根県協議会が創立されました。

| | | |
|---|---|---|
| 〈発起人〉 | 渡辺不動産鑑定事務所 | 渡辺　常弘　氏 |
| | ㈱三谷設計 | 三谷　忠義　氏 |
| | 山陰開発コンサルタント㈱ | 陶山　　襄　氏 |
| | ㈱古川測量 | 古川　　栄　氏 |

40周年記念式典の開催にあたり、古川孝雄前島根県部会副会長から島根県協議会の創立当時のお話を聞くことができました。

〈古川孝雄前島根県部会副会長　談〉

日本補償コンサルタントは国土交通省の働き掛けで島根県協議会立ち上げの２～３年前に本部協会が発足され、国土交通省OBの渕上氏が会長に就任され活動が始まりました。全国で各支部を作るという事で、古川栄氏も東京へ何度も会議に出かけたことを思い出します。

中国支部は岡山県の不動産鑑定士橋岡氏が初代会長になられ、副会長は古川栄氏と広島の新東コンサルタント社長の大渕氏であったかと思います。その過程で島根県の会を作ろうとされましたが、本部・支部の許可がなく島根県協議会として10数年単独活動をしていました。

高度成長時期でもあり、他の業界もこぞって海外研修を行っていましたが県協議会も何度か国内・海外と視察研修を行いました。

思いはたくさんありますが、印象深いのは協議会時代の自由に会が出来た頃が多いように思われます。この会のお陰で、各支部への訪問・交流を図ることが出来、また皆さんとも交流が出来ましたことを感謝しています。

### 3．40周年記念式典

私（多久和）は陶山前島根県部会長の後を受け、昨年度より島根県部会長を務めています。昨年度県部会長としての初仕事は、毎年行われている発注者に対する要望書の作成でした。作成に当たり参考として、前年度陶山前会長が作成された要望書を確認しました。その要望書の冒頭には、「中国支部島根県部会はこれまで**38年間**、補償コンサルタント業務の円滑な遂行…」と書かれており、私は38という数字に目が停まりました。一昨年が38年ということは、昨年が39年、そして今年は40年。このことに気付いた私は「40周年の記念行事を行わなくては」と勝手に思い込み、島根県部会の役員の皆さんに「40周年の記念式典をやります！」と宣言しました。

その後調べてみると島根県部会は15周年時に祝賀会が開催されていますが、20周年、30周年での記念行事は行われていませんでした。それを知った時、正直「しまった」と思いましたがもう後には引けません。

しかし今、40周年の記念式典を行い本当に良かったと思っています。

この会の趣旨は、「これまで多くの方に支えられてきた島根県部会ですが、節目を迎えるにあたり記念式典を開催し、諸先輩方の思いや苦労を振り返りたいと思います」と言うものです。この記念式典の開催にあたり残された記録を辿ることで、これまで知らなかった40年の歴史を少しだけ知る事ができました。

### 4．おわりに

記念式典は島根県部会員をはじめとする23名の方にお集まりいただき、盛会に終えることができました。これまで諸先輩方が築かれた島根県部会を、昨年度から一新された新役員が一丸となり、更に成長させていく切っ掛けの会になったと思います。

### 追伸

島根県部会40周年の記念動画を作成しましたので是非ご覧ください。




祝　創立40周年記念式典　令和7年5月12日　於 サンラポーむらくも

40周年記念動画
QRコード



# 補償業務管理士合格体験談
## （コースⅢ：総合補償部門）

株式会社荒谷建設コンサルタント
**福　井　竜　則**

**【受験の動機】**

補償業務に携わる技術者としては資格が必須であり、用地補償業務全般に対して総合的な知識の習得と技術の向上のため、総合補償部門（総合補償士）を受験しました。

**【受験への取り組み】**

過去７部門はストレート合格でありましたが、本部門だけはそうはいかず５度目のチャレンジでした。他部門の過去問を中心に問題を繰り返しての勉強とは違い、論文試験（総論・各論）であり、過去問はありましたが、正直どう勉強していいか、立ち往生しておりました。今回ばかりは、そんなことは言ってられないと自分に言い聞かせ、過去の出題を分析し、過去の解答文例を中心に600字詰め論文用紙を約２ヶ月間ほぼ毎日１～２論題を書いて書いて頭に叩き込み、書くスピードの練習も兼ねました。年末・年度末の時期なので時間との戦い、晩酌を断つ戦いでもありました。

**【論文試験について】**

問題は、総論は「土地収用法」、各論は「公共用地交渉」であり、予想が的中し内心ガッツポーズでしたが、それはほんの一瞬であり、よく見ると内容が過去問とは違っていたので焦りました。落ち着いて、よく考え論文構想を組み立て、総論を先に書きました。各論は過去の用地説明業務の概況ヒアリング等を思い返して、書きました。２つを書き終えたあとで、内容・誤字等を何度も確認しました。今回からボールペンから鉛筆に変わったので、消しゴムが使えるのがラッキーだったと思います。

**【口述試験について】**

過去受験した先輩方から色々聞き込みしましたが、質問は様々でしたので、対策のしようがなかったです。経歴書・総合補償士の業務内容についておさらいをして挑みました。意外と試験本番は検査官からの質問に対して、落ち着いて返答することができました。



**【終わりに】**

補償業務管理士８部門をコンプリートした達成感はありますが、実務では様々な課題や過去経験したことない事案にぶち当たると思います。今後も仕事に慣れずに、初心を忘れずに業務に取り組みたいと思います。



# 補償業務管理士合格体験談
## （コースⅢ：機械工作物部門）

西谷技術コンサルタント株式会社
**芦　谷　隆　希**

**【受験の動機】**

用地調査業務の機械工作物調査算定に主任担当者として携わりたい、また知識向上を目指し、受験しました。

**【受験への取り組み】**

補償業務管理士のその他部門として、令和３年度に物件部門と土地調査部門（測量士補）、令和４年度に事業損失部門、令和５年度に営業補償・特殊補償部門を取得していましたので、ある程度自分の中で勉強方法が決まっています。

試験の１ヶ月前から土曜日だけ近所の自習スペース等で８時間勉強する方法です。

普段は子供の世話がありますが、そもそも自宅で勉強できない人間、加えて短期集中型なので、この方法が自分にはピッタリというか、こうするしかないです。

妻にはお願いすると嫌な顔をされますが、試験が近づくほど応援してくれます。

今回受験した機械工作物部門は機械の名称、構造等を覚えるのが大変で、終盤で勉強する日を増やしたので、もう少し早く勉強しておけば良かったです。

**【筆記試験について】**

過去５年分の問題用紙、用地ジャーナル掲載の過去問解説を整理し、５年分を２周できる回答用紙を作成しました。

過去問解説を１度読んで、重要な部分をマーキングしてから過去問に挑み、間違えた問題があれば印を付け、過去問解説をもう一度読みました。

１周目はほとんど不合格でしたが、２周目は合格ラインになって自信が付きました。

試験当日は、間違えた問題の解説、調査算定要領の解説を読んで試験に臨みました。

**【口述試験について】**

業務経歴と補償業務管理士Wikiの体験リポートから自作の想定問答集を作成し、試験当日は、想定問答集と筆記試験前に使用した過去問解説、調査算定要領の解説を係員に呼ばれるまで読みました。

試験の心構えとして、落とすための試験では無いこと、自信を持って答えることを心掛けて試験に臨みました。令和３年度と同じ試験官で驚きでしたが、そのおかげもあって落ち着いて話すことができました。

**【終わりに】**

今回も会社と家族のサポートのおかげで無事に合格でき、とても感謝しています。

未取得の部門は、他に勉強中の資格を取得してから、挑戦したいと思います。

資格合格者の肩書きに慢心せず、これから更に実務経験を積み、顧客の信頼を得て、鳥取県を代表する技術者となれるよう精進します。



補償メンバーたち



# 補償業務管理士合格体験談
# （コースⅡ：土地調査部門、物件部門、事業損失部門）

株式会社ワールド測量設計
**山　根　勇　哉**

**【受験の動機】**

補償業務の技術者として業務を遂行するにあたり、補償業務管理士の資格は必要不可欠であると考えました。また、会社からの後押しもあり、補償業務管理士の受験を決めました。

**【受験への取り組み】**

コースⅡの受験であったため、筆記試験は共通科目のみを受験する形式でした。準備として、過去10年分の問題を繰り返し学習し、試験直前期には特に直近３年分の問題と基準の改正内容を重点的に復習しました。不明点がある場合は、用地ジャーナルに掲載された解説を熟読し理解を深めました。

**【筆記試験について】**

試験中は問題文を正確に理解するため、重要な箇所に下線や囲みを入れるなど工夫し、ケアレスミスの防止に努めました。

**【口述試験について】**

口述試験に向けては、過去の受験者の体験談を参考にしながら、想定される質問に対する回答を事前に文章化して整理しました。試験当日は緊張から十分に対応できない場面もありましたが、実務経験に基づいた具体的な事例を話すことで、説得力のある受け答えができたと思います。

**【終わりに】**

補償業務管理士に合格出来たのは、会社からの手厚いサポートがあったことも大きな要因です。上司や先輩方からの指導、勉強時間の確保や費用面での支援など、万全の体制で試験に臨むことができる環境を整えていただいたことに、深く感謝しています。

今回取得した３部門にとどまらず、今後も他部門の資格取得に挑戦し、さらなる専門性の向上に努めていきます。





# 補償業務士合格体験談
# （コースⅡ　土地調査部門）

株式会社佐和測量コンサルタント
**小　野　俊　幸**

**【受験の動機】**

社内で用地測量等の補償業務に従事する事が多く、他者からの信頼を得るための資格として補償業務管理士が一番適していると考え、以前から受験を考えていたところ、会社から、援助するから資格取得をしてみたらどうかと提案いただき受験を決めました。

**【受験への取り組み】**

まず、共通科目研修の内容を復習しました。そこから過去問を10年分解いてみて苦手な分野を把握し間違えたところは、ただ答えを見るだけでなく用地ジャーナルの解説等を見て問題の理解を深め、解答が合っていたところも同じく解説を見て自分の解に相違が無いか確認を行いながら学習しました。

また、仕事の休憩時間等のスキマ時間にもテキストを読むなど知識の定着に努めました。

**【筆記試験について】**

択一式の問題なので、まず明らかに妥当なもの、妥当でないものが分かるものに、○と×を問題用紙にマーキングし、思い出せない問題などは後回しにして回答をしました。時間には少し余裕があったので、後回しにした問題はじっくり時間をかけ回答しました。

**【口述試験について】**

経験者の方々のアドバイスを基に、自分なりに質問事項とその回答を準備しました。

試験の際は心臓が飛び出そうなくらい緊張していたのですが、終わってみると業務経験がきちんとあればそこまで心配するような内容ではなかったなと感じました。

**【終わりに】**

共通科目研修を受けるまでは、正直なところ甘く考えていたのですが、研修を受けてみると勉強範囲は広く、未知の分野も多々あり心が折れそうにもなりました。ですが、例え合格しなかったとしても、今後の業務等において有益な知識であるため、合格を目標にと言うよりは知識を得るためという気持ちで勉強したのであまり苦しまず勉強できたと思います。

色々な方の協力もあり無事合格できたので、今回勉強したことが無駄にならないよう精進していきます。



株式会社 優計コンサルタント

# シゴトもアソビも全力！

## ～遊び心が仕事を変える～




事業損失のプロフェッショナルとして、
西日本全域にてお仕事を承っております

株式会社 優計コンサルタント

[岡山本社]
〒701-0221 岡山県岡山市南区藤田886番地1
TEL 086-259-1596　　FAX 086-259-1597
[福岡支店]
〒818-0066 福岡県筑紫野市永岡836アメニティハウスYAMADA2階
TEL 092-555-7368　　FAX 092-555-7369
[広島営業所]
〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町3丁目12-5

会社の詳細は
コチラ

ホームページ

Instagram　　TikTok

# 会　員　の　動　向

会員の現状（令和７年４月１日現在）

| 正　会　員 | 89　社 |
|---|---|

「補償コンサルタント」登録状況
登録部門別会員数（令和７年４月１日現在）

| 部門数 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 正会員 | 1 | 3 | 9 | 33 | 19 | 11 | 4 | 5 | 4 | 89 |

代表者の変更

| 会員番号 | 名　　称 | 新代表者 | 旧代表者 |
|---|---|---|---|
| 7－ 02 | ㈱古川コンサルタント | 古　川　　篤 | 古　川　孝　雄 |
| 7－ 04 | 中国開発調査㈱ | 宮　村　孝　司 | 寺　田　博　行 |
| 7－ 06 | 復建調査設計㈱ | 藤　井　照　久 | 來　山　尚　義 |
| 7－ 65 | ㈱オカコン | 岸　本　卓　己 | 行　友　　薫 |
| 7－ 94 | ㈱シディック | 河　内　聖　士 | 土　井　良　浩 |
| 7－ 99 | アサヒコンサルタント㈱ | 村　上　浩　幸 | 澤　　克　生 |
| 7－159 | 広建コンサルタンツ㈱ | 小　瀧　訓　一 | 元　廣　和　広 |

登録部門の追加

| 会員番号 | 名　　称 | 追　加　部　門 |
|---|---|---|
| 7－17 | ㈱共立エンジニヤ | 機械工作部門 |
| 7－109 | ㈱成和測量 | 事業損失部門 |
| 7－122 | 建築技術設計㈱ | 機械工作部門 |

登録部門の抹消

| 会員番号 | 名　　称 | 抹　消　部　門 |
|---|---|---|
| 7－102 | ㈱トーア・コンサルタント | 物件部門 |
| 7－114 | ㈱開発コンサルタント | 補償関連部門 |
| 7－121 | ㈱ワールド測量設計 | 営業補償・特殊補償部門 |

新規入会

| 会員番号 | 名　　称 | 入会日 | 登録部門 |
|---|---|---|---|
| 7－174 | 明伸建設コンサルタント㈱ | R６．９．18 | 土地調査部門、物件部門、事業損失部門 |
| 7－175 | ㈱大隆設計 | R７．１．22 | 土地調査部門、物件部門 |
| 7－176 | ㈱ワーパス | R７．４．１ | 土地調査部門、物件部門、事業損失部門 |
| 7－177 | ㈱エイエム建設コンサルタント | R７．４．１ | 土地調査部門、物件部門、補償関連部門 |

支部会員番号の変更（支部規程第４条(1)イによる会員（いわゆる支部のみ会員））

| 新会員番号 | 旧会員番号 | 名　　称 |
|---|---|---|
| 7－3－ 42 | 7 － 27<br>3 － 42 | (一財)日本不動産研究所中四国支社 |
| 7－3－ 66 | 7 －157<br>3 － 66 | 昭和㈱岡山営業所 |
| 7－3－ 88 | 7 － 60<br>3 － 88 | ㈱オオバ広島支店 |
| 7－6－ 70 | 7 － 11<br>6 － 70 | ㈱谷澤総合鑑定所 |
| 7－6－116 | 7 － 81<br>6 －116 | ㈱サンワコン岡山支店 |
| 7－9－190 | 7 －104<br>9 －190 | 東洋コンサルタント㈱岡山支店 |

退会

| 会員番号 | 名　　称 | 退会日 |
|---|---|---|
| 7－ 59 | ㈱アークコンサルタント | R７．３．31 |

# 新 会 員 の 紹 介

## 明伸建設コンサルタント(株)

**このたび明伸建設コンサルタント㈱様の当協会への入会が、去る令和６年９月18日第４回理事会において承認されましたのでご報告いたします。**



左から、岸本支部長、
大石代表取締役様、
天田広島県部会長

この度、協会に加盟させて頂くことになりました明伸建設コンサルタント株式会社でございます。

弊社は広島市西区に昭和47年（1972年）９月の設立以来、地域の建設コンサルタントとして社会インフラ整備の充実に努めてまいりました。

道路、橋梁、河川、海岸などのインフラ整備に関する測量・調査・土木設計業務のほか近年多発する豪雨災害や地震など自然災害または公共インフラ施設の老朽化への対策・更新に取り組んでいます。

このようななか、補償業務の有資格者も増加し、補償コンサルタント協会に再度入会させていただきました。今後も会社のモットーである「人にやさしく・自然にやさしく」を心掛けて、社会に貢献していく所存ですので、一層のご支援とご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 明伸建設コンサルタント株式会社　概要

| | | |
|---|---|---|
| 所在地 | ： | 〒733-0033　広島市西区観音本町一丁目６番１号<br>TEL　082-291-3141　FAX　082-295-1065 |
| 代表者 | ： | 代表取締役　大石　宏 |
| 設立年月日 | ： | 1947年９月29日 |
| 従業員数 | ： | 50名 |
| 補償コンサルタント登録 | ： | 補06第912号 |
| 登録部門 | ： | 土地調査、物件、事業損失、補償業務管理士３名 |
| その他の業務内容 | ： | 測量、地質調査、建設コンサルタント業務 |

# (株)大隆設計

**このたび㈱大隆設計様の当協会への入会が、去る令和７年１月22日第６回理事会において承認されましたのでご報告いたします。**



左から、多久和島根県部会長、
大国代表取締役様、
岸本支部長

このたび、協会に加盟させていただくこととなりました、島根県出雲市に本社を構える株式会社大隆設計でございます。

弊社は1976年の創業以来、約50年にわたり、河川分野を中心に計画から設計まで一貫したサービスを提供し、安心・安全で豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

私たち大隆設計が何よりも大切にしているのは、技術・サービスに対する「誠実」な姿勢です。そして、地域社会の多様なニーズに応えるため、「独創」的な発想で課題に取り組み、どのような仕事にも「情熱」をもって「実行」することを信条としております。

このたびの加盟を機に、協会員として業界の発展に寄与できるよう、一層努力してまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 株式会社大隆設計　概要

所　　在　　地 ： 〒693-0056　島根県出雲市江田町40－５
　　TEL　0853-23-8200　FAX　0853-23-4394
代　　表　　者 ： 代表取締役　大国　明義
設　立　年　月　日 ： 1976年12月15日
従　　業　　員　　数 ： 50名（2025年４月１日現在）
補償コンサルタント登録 ： 平成５年３月26日（補05第2322号）
登　　録　　部　　門 ： 土地調査、物件
そ の 他 の 業 務 内 容 ： 建設コンサルタント、測量業、地質調査業、一級建築士事務所
　　建設コンサルタント　建06第3766号
　　測量業　第(11)-8423号
　　地質調査業　質04第1358号
　　一級建築士事務所　第(5)10445号

# (株)ワーパス

**このたび㈱ワーパス様の当協会への入会が、去る令和７年３月27日第７回理事会において承認されましたのでご報告いたします。**



左から、岸本支部長兼鳥取県部会長、
生西代表取締役様

新たに協会へ加盟させていただくことになりました、鳥取県米子市に本社を構えます建設コンサルタント業を営む株式会社ワーパスでございます。

弊社は2025年をもって創業50周年を迎えました。元もと上下水道設計を中心に起業した会社であったため、水環境への関心は高く、近年は環境調査部門にも注力しております。補償部門については県内業務を中心に取り組んでおりましたが、人員体制不足や講習会等の参加が思うに任せず部門の拡充が難しい状況が続いておりました。しかし、近年有資格者も増えてきたことから、補償業務に一層注力すると共に、技術者のモチベーション維持向上を図りたいと考えています。

そのためには、当協会の加盟は不可欠と思い、この度入会させて頂くことに至りました。今後、協会の名を汚すことのないよう研鑽を重ねてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 株式会社ワーパス　概要

所　　在　　地 ： 〒683-0804　鳥取県米子市米原八丁目２番23
　　TEL　0859-31-1581　FAX　0859-31-1580
代　　表　　者 ： 代表取締役　生西　克徳
設　立　年　月　日 ： 1975年９月８日
従　　業　　員　　数 ： 30名
補償コンサルタント登録 ： 令和５年９月12日（補05第4255号）
登　　録　　部　　門 ： 土地調査、物件、事業損失、補償業務管理士４名
そ の 他 の 業 務 内 容 ： 建設コンサルタント・測量業務・地質調査業務・計量証明事業
　　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関、建設業

# (株)エイエム建設コンサルタント

**このたび㈱エイエム建設コンサルタント様の当協会への入会が、去る令和７年３月27日第７回理事会において承認されましたのでご報告いたします。**



左から、岸本支部長、
安達代表取締役様、
多久和島根県部会長

この度、補償コンサルタント協会に加盟させていただきました、株式会社エイエム建設コンサルタントでございます。

弊社は、平成21年11月に島根県松江市で創業し、今期で17期目となります。

「島根の豊かで美しい自然と融合した、未来志向の公共インフラ創造企業」を合言葉に島根から全国へと事業展開に取り組んでおります。

これからも地域との信頼関係を大切にし、持続可能なまちづくりに貢献できるよう努力してまいります。

微力ではございますが、協会の発展および補償業務の質の向上と社会貢献を目指し、誠実に業務に取り組んでまいりますので、一層のご支援とご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 株式会社エイエム建設コンサルタント　概要

所在地：〒690-0044　島根県松江市浜乃木二丁目７番22号
TEL　0852-24-8682　FAX　0852-24-8707
代表者：代表取締役　安達　和久
設立年月日：2009年11月１日
従業員数：43名
補償コンサルタント登録：令和５年１月16日（補05第4994号）
登録部門：土地調査、物件、補償関連
その他の業務内容：測量業務・建設コンサルタント・地質調査業務・一級建築士事務所
測量業　第4-32436号
建設コンサルタント　建05第9978号
地質調査業　質05第2795号
一級建築士事務所　第(1)10798号

# 支　部　だ　よ　り

## 1．令和６年度の役員会等の開催状況について

### （1）役員会の開催状況

第１回　令和６年４月９日(火)
議　題　（１）令和５年度決算及び監査報告について
　　（２）令和６年度　第47回通常総会実施（案）について
　　（３）本部会議等報告について
　　（４）その他

第２回　令和６年５月16日(木)
議　題　（１）第47回通常総会の運営等について
　　（２）その他

第３回（書面開催）令和６年６月12日決議
議　題　（１）中国支部各委員会の委員の選任について

第４回　令和６年７月８日(月)
議　題　（１）令和６年度事業計画の実施について
　　（２）本部会議等報告について
　　（３）その他

第５回（書面開催）令和６年７月31日決議
議　題　（１）当協会への「入会申込み」について

臨時三役会（WEB開催）令和６年８月22日(木)
議　題　（１）令和６年度西日本ブロック会議の実施について
　　（２）その他

第６回（書面開催）令和６年12月10日決議
議　題　（１）当協会への「入会申込み」について

第７回　令和７年１月29日(水)

議　題　（１）当協会への「入会申込み」について
（２）令和６年度事業実施状況の確認について
（３）本部会議等報告について
（４）支部委員会報告について
（５）その他

第８回（WEB開催）令和７年３月12日(水)
議　題　（１）当協会への「入会申込み」について
（２）令和６年度（仮）決算報告および事業報告（案）について
（３）令和７年度予算（案）および事業計画（案）について
（４）本部会議等報告について
（５）その他

## （２）各種委員会の開催状況

ア．企画・広報委員会
第１回（WEB開催）令和６年８月１日(木)
議　題　（１）本部からの意見照会について
（２）支部内の検討事項について
（３）その他
※令和６年９月19日　メール開催（意見照会実施）

第２回　令和７年１月20日(月)
議　題　（１）本部からの意見照会について
（２）支部内の検討事項について
（３）その他

イ．補償業務委員会
第１回（WEB開催）令和６年７月24日(水)
議　題　（１）本部からの意見照会について
（２）支部内の検討事項について
（３）その他
※令和６年９月18日　メール開催（意見照会実施）

ウ．研修委員会
第１回（WEB開催）令和６年10月１日(火)
議　題　（１）今後の支部研修のあり方について

（２）本部からの意見照会について
（３）その他

第２回　令和７年１月28日(火)
議　題　（１）今後の支部研修のあり方について
（２）本部からの意見照会について
（３）その他

## ２．令和７年度の事業計画について

国民が安全で安心できるための社会資本整備は計画的に実施する必要があり、また近時頻発する激甚災害に対応するためにも各起業者から、専門的知識と経験を有する補償コンサルタントに寄せられる期待は年々増大しているところです。

その信頼に応えるべく、さらに高度で専門的な知識の習得に励み、多様な業務にも対応できる補償コンサルタント従事者の資質向上と補償コンサルタント業務の進歩改善を図るために、支部・県部会が一体となって以下の事業を実施します。

（１）補償コンサルタント業務に従事する者の資質の向上を図るための研修会、試験の実施、講習会等の実施
（２）補償コンサルタント業務に関する広報活動
（３）補償業務に関する調査、研究の実施
（４）各起業者への要望及び意見交換会の実施
（５）「補償金算定標準書」の貸与
（６）会員相互の親睦活動の推進
（７）会員ニーズについての調査
（８）会員の補償相談等への対応
（９）その他協会の目的を達成する事業
（10）令和７年度の新しい取り組み
若手職員の座談会の開催、市町村のニーズ調査等の実施を検討します。

社是「和」のもと、抜群のチームワーク
と高い技術力で地域に貢献

# 島建コンサルタント株式会社

代表取締役　多久和　豊

**補償コンサルタント業**
登録部門：土地調査／物件／事業損失

**建設コンサルタント業**
登録部門：土質及び基礎部門／鋼構造及びコンクリート部門／地質部門
河川、砂防及び海岸・海洋部門／農業土木部門／道路部門

**地質調査業**

**測量業**




本　　社　〒699-0732　島根県出雲市大社町入南 1307-45
TEL(0853)53-3251　FAX(0853)53-5530
浜田事務所　〒697-0023　島根県浜田市長沢町 3074
TEL(0855)25-6020　FAX(0855)25-6030
〔大田営業所/雲南営業所/邑智営業所/江津営業所/広島営業所〕
URL　https://www.simaken.co.jp　　代表 E-mail　somu@simaken.co.jp

# 3．役員の紹介

## （1）多久和副支部長



### 「1．2．3ダーッ！」のすすめ

島建コンサルタント株式会社　代表取締役社長
**多久和　　豊**

令和６年度から中国支部副支部長を務めています島根県の多久和豊と申します。

去る５月15日（木）、広島市のメルパルクにおいて令和７年度日本補償コンサルタント協会中国支部　第48回通常総会が開催されました。私は副支部長として令和７年度の事業報告をさせていただき、また総会後の懇親会では締めの挨拶を務めさせていただきました。

突然ですが私の座右の銘は「迷わず行けよ、行けばわかるさ！」です。これは、プロレスラーアントニオ猪木が生前リングパフォーマンスで多用したフレーズの一節です。猪木はプロレスラーですが実業家や政治家でもありました。アントニオ猪木の生き様は私の人生のバイブルです。

**〈プロレスラー　アントニオ猪木〉**

猪木はプロレス最強ではなく人類最強を目指しました。また八百長と揶揄されるプロレスに市民権を（一般紙にプロレスの試合結果を掲載したい）という想いが強く、それを現実させたのがプロボクサー世界ヘビー級チャンピオンのモハメド・アリとの戦い（1976年６月、猪木33歳）です。殺し合いではなく、互いの競技ルールがある中での戦いは、玄人にしか理解できない凡戦と評価されましたが、この戦いで猪木の名は世界に知られることになりました。



関東に出掛けた時には立ち寄る、心の師アントニオ猪木のお墓
横浜市鶴見区「総持寺」

**〈実業家　アントニオ猪木〉**

「アントン・ハイセル」、これは猪木信者なら知っている1980年に猪木が設立した悪名高き会社の名前です。猪木の第二の故郷ブラジルでは、サトウキビから砂糖を作る際に山のように発生する搾りカス（バガス）が深刻な公害問題になっていました。猪木はこのことに着目し、バガスを石油に代わる燃料として有効利用する事業を立ち上げました。今で言うリサイクルやバイオテクノロジーのベンチャービジネスです。しかしこの事業はあまりにも時期尚早だったため、結果数十億円の借金を背負うこととなり、猪木は新日本プロレス社長の座を追われてしまいます。この時期の猪木信者は皆「猪木何しとるんや」と呆れていました。その他にも環境問題等に関わる様々な事業を発案しますが、発想がぶっ飛び過ぎていて誰も追いつけず、数十年後第三者によって成功するそれらの事業を目の当たりにして初めて、猪木が実現したかったことを知ることになります。

**〈政治家　アントニオ猪木〉**

中東各国や北朝鮮、キューバなどの国では格闘技が絶対な人気を誇り、強いものが英雄という文化があります。モハメド・アリ戦でその名を世界中に知られたアントニオ猪木は、これらの国の要人達からも一目を置かれる存在でした。

猪木は1989年７月の参議院議員選挙に当選し国会議員となります。1990年中東のイラク（フセイン大統領）がクウェートに侵攻し、湾岸戦争に至る過程において日本人41人が人質として本国に連行されました。日本政府の人質解放交渉が難航する中で猪木は単身イラクに乗り込みます。前述したように猪木はイラクの要人にもリスペクトされており、このような状況下においても会話することが出来ました。ここで猪木は、「平和の祭典」というコンサートやプロレス興行を提案し実現させ、これが功を奏し人質は全員解放され大きな話題となりました。北朝鮮の拉致問題解決も、私の中で猪木に期待するところは大きかったのですが、志半ばでの逝去は本当に残念です。

中国支部通常総会後の懇親会の締めでは、私の持ちネタである「１．２．３ダーッ」を出席者全員の皆様にご唱和いただきました。和気あいあいだった懇親会を無事締めることが出来ホッとしています。そんな経緯もあり、ここでは我が心の師であるアントニオ猪木について触れさせていただきました。

これからもよろしくお願いします。



## （2）澤幹事



# 早や10年

アサヒコンサルタント株式会社　相談役
**澤　　克　生**

平成28年に（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の幹事を仰せつかってから10年目を迎えました幹事の澤克生でございます。新人幹事の頃は何かと皆様の為に役に立たねばと気ばっかり焦っていましたが、支部長、幹事、監事、事務局長様方々がお優しい方ばかりでしたので、ご迷惑をかけながらでも10年目を迎えることができました。今では肩肘張らずリラックスして、皆様のお役に立てるよう頑張っております。

私は、平成28年10月にアサヒコンサルタント株式会社の代表取締役社長に就任し、令和６年10月までの８年間代表取締役社長として務め、現在は相談役として勤務しております。代表取締役社長に就任した時に私は「何事も出来る出来ないではない、やるかやらないかだ」をモットーに何事にも挑戦してきました。令和５年鳥取県東部で甚大な豪雨災害があり、会社上げて対応していくと全職員に伝え、災害対応をつつがなく行うことが出来ました。しかし、その年に若い頃からの不摂生がたたったのか、病が私の体をむしばみ、私の体も災害に見舞われました。今は元気に頑張っております。

前々から鳥取本社新社屋の建設計画を立てていましたので、設立50周年を迎える節目の年、令和６年に新社屋完成を目指しました。職員のおかげで令和６年４月に新社屋が完成し、50周年記念完成披露の式典が出来た事が一番の喜びでした。新社屋が完成したことを機に次の若い世代に引き継ごうと決めていたので、社長職をおり、相談役として後進の力になれればと思っています。代表取締役を降りた現在は、家庭菜園や自分の年齢や体力に合わせてゴルフを楽しんでやっております。自分では、まだまだ体力もあるし飛距離だって落ちてないという気持ちでおりましたが、年齢を重ねるにつれて、年々歳には勝てなくなっているようです。親しい仲間と一緒にラウンドを楽しんだり、家庭菜園で、楽しいひと時を過ごすことが出来ています。また四季の移り変わりを楽しみながら、心をリフレッシュしています。



新社屋

未来へ引き継ぐ
優しい環境づくり

建設コンサルタント
アサヒコンサルタント株式会社

代表取締役社長　村 上　浩 幸

補償コンサルタント業
登録部門
土地調査/土地評価/物件/機械工作物/営業･特殊補償/事業損失/補償関連

〔本　社〕鳥取県鳥取市南隈681番地　　TEL：0857-28-5191

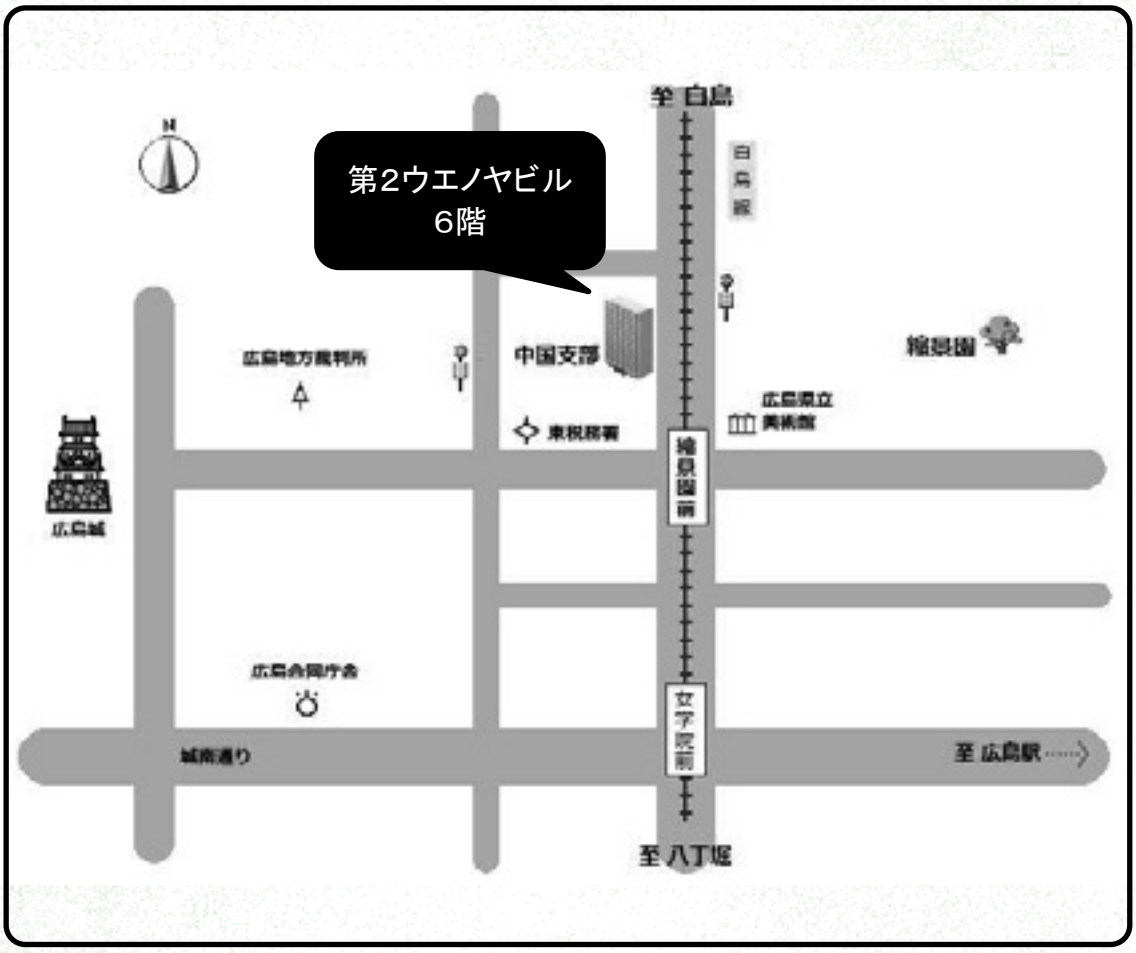
〔支　社〕倉吉支社／米子支社／兵庫支社／豊岡支社／京都支社

〔営業所〕境港営業所／神戸営業所

## ◇支部報への原稿募集

・募集要領

原　　稿 …… ワード、JPG等の電子データ
〆　　切 …… 随時
テ　ー　マ …… 自由
（補償事例紹介、論評、コラム、趣味、写真、地元紹介等）
ＣＰＤポイント …… 補償コンサルタント業務に関する原稿は、Ａ４／１頁につき１Ｐを付与。
その他は１件につき１Ｐ付与。
原　稿　料 …… 掲載された方には薄謝進呈
送　付　先 …… 〒730-0012
広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６階
（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部
企画・広報委員会あて
中国支部メールアドレス　chugoku@jcca-net.or.jp




中国支部報／第４４号　　発行／２０２５年６月

一般社団法人 **日本補償コンサルタント協会中国支部**

〒730-0012　広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６F
TEL(082)224-5970　　FAX(082)224-5971

ホームページアドレス　　https://chugoku.jcca-net.or.jp
中国支部メールアドレス　　chugoku@jcca-net.or.jp